

第二期やまなし
子ども・子育て支援プラン
(中間見直し素案)

令和2年3月
(令和5年3月中間見直し)
山梨県

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
6	計画の推進体制	2
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	
1	本県の子ども・子育ての状況	3
2	前計画からの国の動向	16
3	やまなし子ども・子育て支援プランの評価	18
第3章	基本的な考え方	
1	基本理念	20
2	基本的な視点	20
3	施策体系	21
4	子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策	22
第4章	具体的な施策	
1	結婚を希望する若者への支援	23
2	親と子の健康の確保及び増進	24
3	仕事と子育てを両立するための支援	27
4	幼児期の教育・保育の充実	29
5	地域における子育ての支援	32
6	子どもたちを取り巻く教育環境の充実	36
7	社会的養育等の推進体制の充実	41
8	子育てを安全安心にできる環境づくり	47
第5章	教育・保育等の推進のための基本的事項	
1	教育・保育提供区域の設定	48
2	計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	49
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 育・保育の推進に関する体制の確保の内容	54
4	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	54
5	教育・保育情報の公表	55
第6章	計画の取組指標	56
第7章	参考資料	
	区域(市町村)別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧	57

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県の出生数は、昭和40年以降低下傾向が続いていますが、今後も少子化が進行し、人口減少社会は更に深刻になっていくと推測されており、将来の経済・社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「やまなし子育て支援プラン」(平成17年度～平成21年度)、平成22年に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成22年度～平成26年度)を策定し、子育て支援施策を計画的に推進してきました。

平成24年8月に質の高い教育・保育(※1)の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が義務づけられると、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体の計画として平成27年3月に第一期「やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

平成29年10月には、県や市町村、保護者、県民、保育・教育関係者、事業主が一体となった取り組みを推進し、子ども・子育て支援のより一層の充実を図るため、本県の子ども・子育て支援に関する基本的な理念等を定めた「やまなし子ども・子育て支援条例」が公布・施行され、11月19日が「やまなし子育ての日」と定められました。

また県は、平成31年4月から新たに子育て支援局を創設し、結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を効果的に進めるため、子育てに関する施策の一元的な推進を図るなど、子ども・子育て支援に対する体制を強化しています。

第二期計画は第一期計画を基本に、計画策定後に生じた社会状況の変化や新たな取り組みなどを反映するとともに、市町村の教育・保育の量の見込みと確保方を更新したものです。

第二期「やまなし子ども・子育て支援プラン」では、すべての子どもが健やかに成長できるとともに、本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築を目指します。

(※1) 教育・保育

教育：満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第6条第1項に規定する学校において行われる教育。(子ども・子育て支援法第7条第2項)

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

保育：児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育。(子ども・子育て支援法第7条第3項)

保育所は、養護(子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う援助)及び教育(学校において行われるものを除いた子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助)を一体的に行うことを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項の規定に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づく法定計画です。

また、やまなし子ども・子育て支援条例第 24 条の規定に基づく基本計画であり、山梨県総合計画、山梨県地域福祉支援計画の部門計画となります。

3 他の計画との関係

次の計画と調和を保ったものとしています。

- ・ 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「山梨県教育振興基本計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項の規定に基づく「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・ 「第 2 期山梨県障害児福祉計画」を含む「やまなし障害児・障害者プラン 2021」
- ・ 健康増進法第 8 条の規定に基づく「健やか山梨 21（第 2 次）」
- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」に基づく「やまなし社会的養育推進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「やまなし子どもの貧困対策推進計画」
- ・ やまなし子ども条例第 22 条の規定に基づく「山梨県ヤングケアラー支援計画」

4 計画の期間

この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

また、計画の中間年である、令和 4 年度に見直しを行いました。

5 計画の進行管理

県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況を点検、評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告します。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

6 計画の推進体制

○ 県民一体となって推進

県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

○ 国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となって取り組みを推進します。

○ 当事者意見の反映

こども基本法第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、すべての子どもについて、個人として尊重され、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保される中で取り組みを推進します。

○ 全庁的な推進

子育て支援推進本部を中心に各部局が連携し全庁を挙げて総合的な取り組みを推進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 本県の子ども・子育ての状況

(1) 少子化の進行

① 合計特殊出生率、出生数の低下

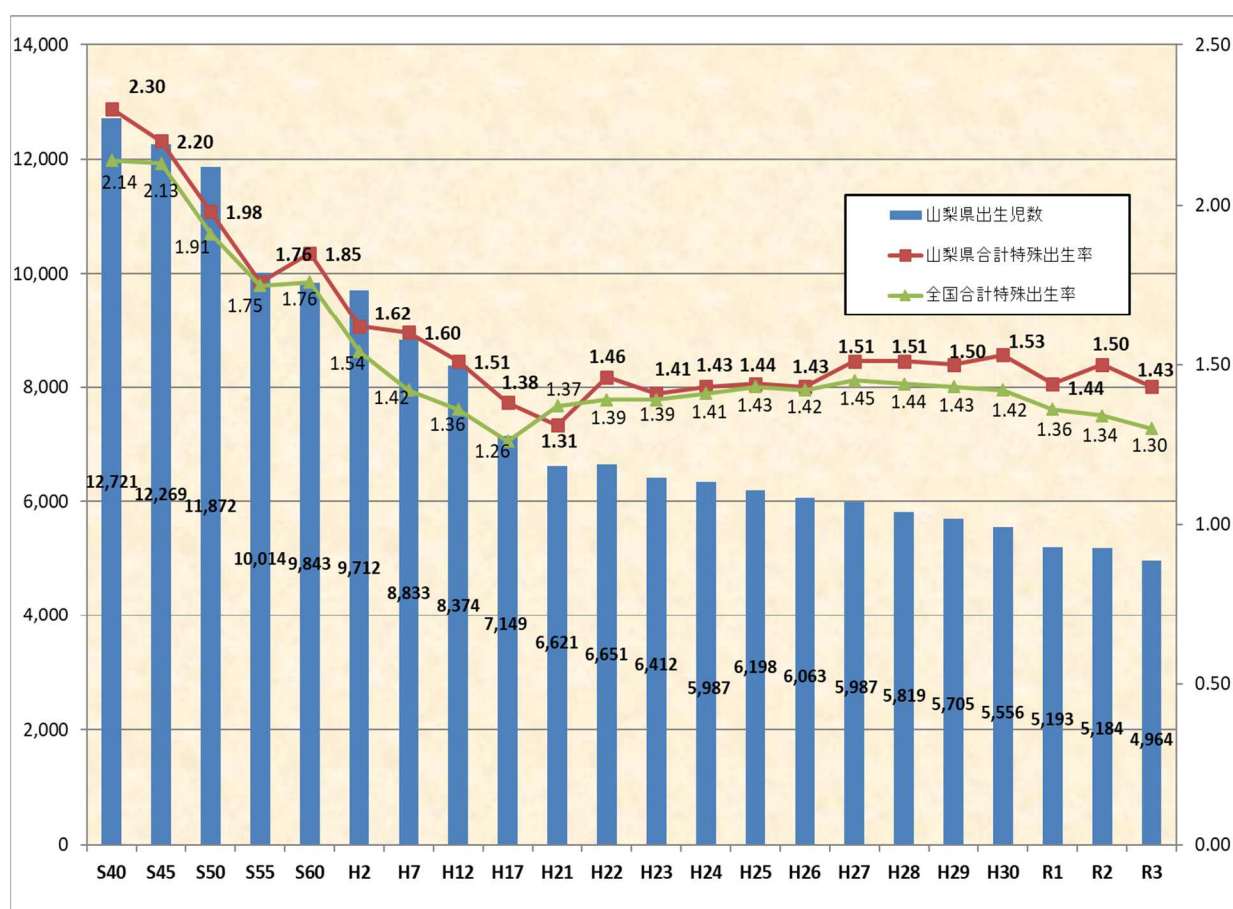
本県の出生数(※2)は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続
き、令和3年は4,964人となっています。

また、本県の合計特殊出生率(※3)は、平成21年に1.31まで落ち込んだ後、平成
22年に上昇し、以降は全国の数値を上回り続けています。

(※2) 出生数：一年間に生まれる子どもの数

(※3) 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、一
生の間に生む子どもの数に相当する

出生数と合計特殊出生率の推移(山梨県)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 人口の減少

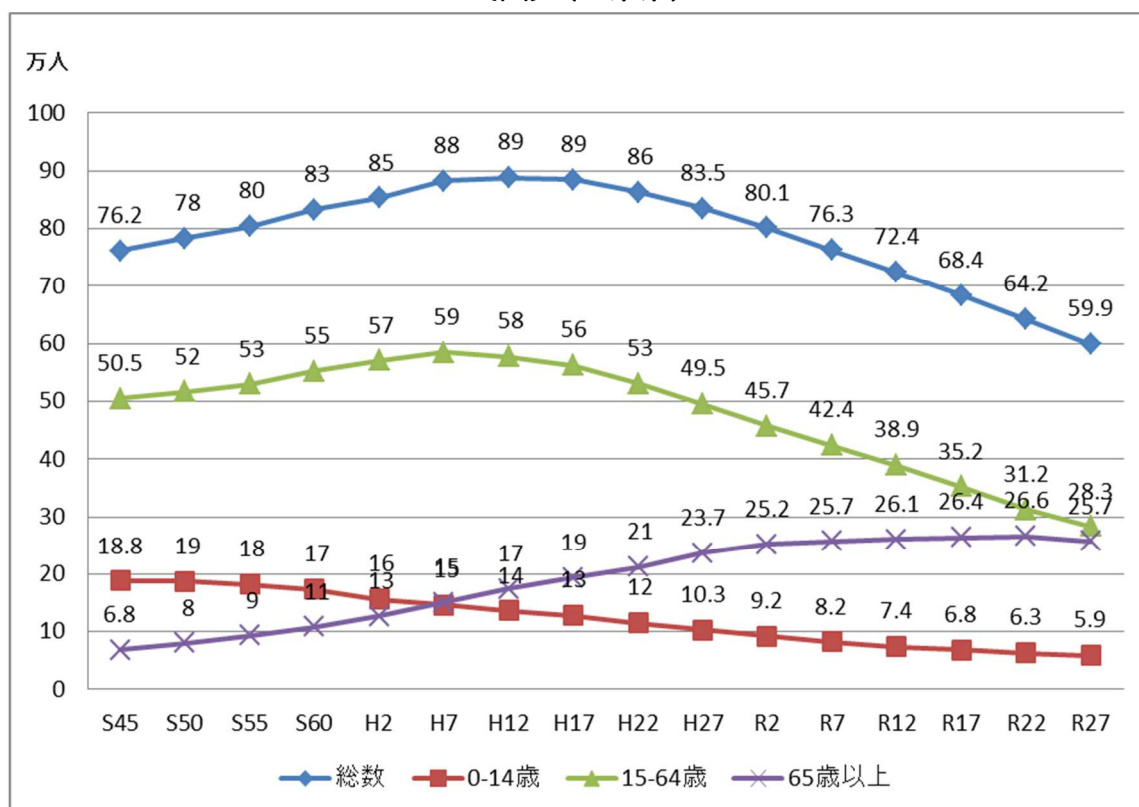
本県の人口の推移をみると、平成17年以降減少し、令和4年10月1日現在、約80.1万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（※4）の「日本の地域別将来推計人口」（※5）（平成30年3月推計）によれば、本県の人口は、令和27年には59万人台まで減少すると見込まれています。

（※4） 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省の附属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を政策に結びつけることを目指す

（※5） 日本の地域別将来推計人口：平成27年の国勢調査を基に、平成27年10月1日から令和27年10月1日までの30年間（5年ごと）について、男女・年齢（5歳）階級別の将来人口を推計したもの

人口の推移（山梨県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（2）少子化が社会に与える影響

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが想定されます。

① 子どもや家族への影響

地域における子どもの減少による子ども同士、特に幅広い年齢の子ども同士の交流の減少で、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。

世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形態が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

② 地域社会への影響

少子化の進行により、高齢化に拍車をかけ、地域の防犯や消防などの自主的な住民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能が弱体化していきます。

高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

③ 経済社会への影響

少子化の進行により、労働力人口の減少と高齢化が進み、投資の抑制、消費の停滞などが生じ、経済成長を鈍化させる恐れがあります。

少子・高齢化の進行により、年金、医療、福祉等の社会保障における支え手が減少する一方で、支えられる側の高齢者は増加します。このため、現役世代の負担の増大など、今後の社会保障制度の維持・運営が大きな課題となっています。

(3) 少子化の要因

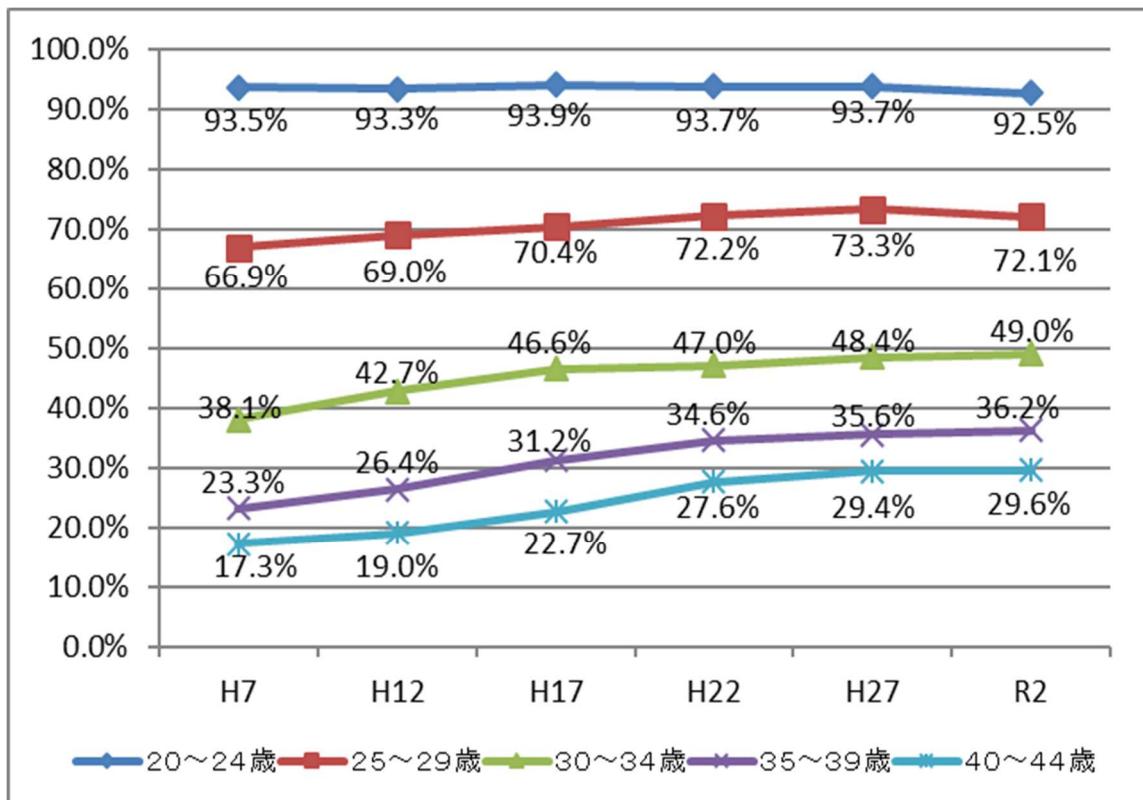
少子化の要因として、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦の平均出生児数の減少」が指摘されています。

また、本県では、子どもを産む世代の人口が減少傾向にあることなども挙げられます。

① 未婚化・晩婚化の状況

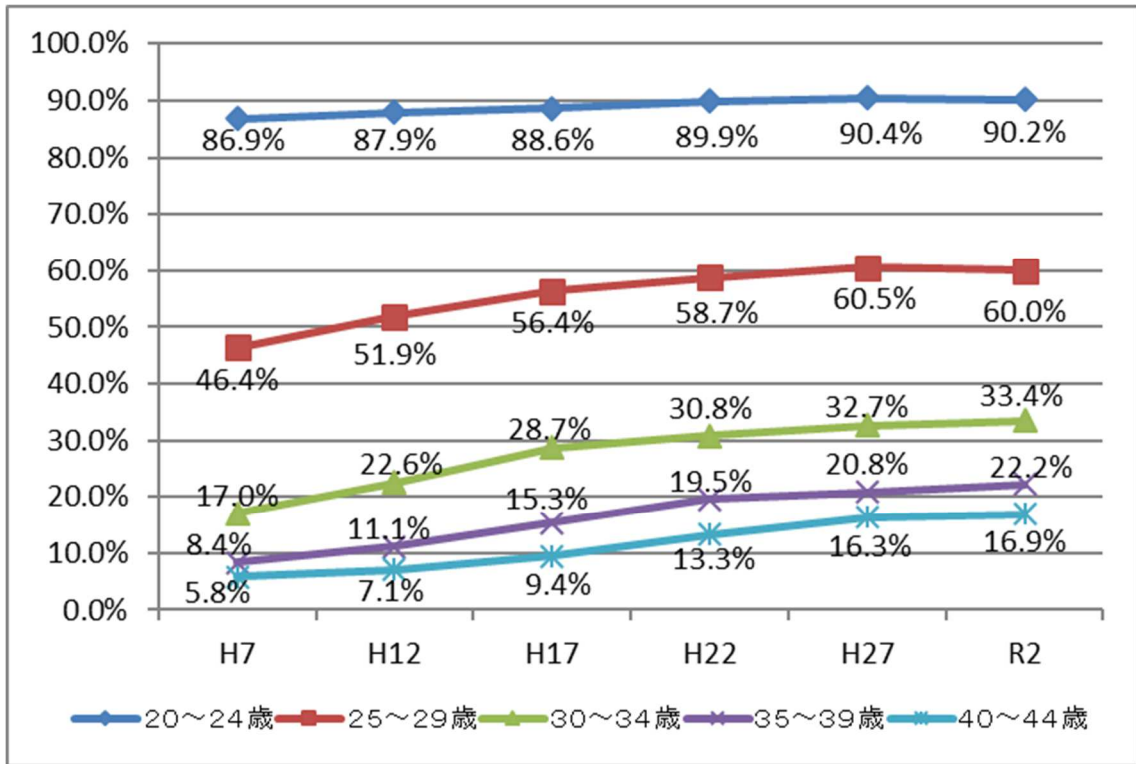
未婚率は、男女ともに上昇傾向がありますが、年代別に見ると20～29歳においては、男女ともに令和3年調査では若干の低下が見られます。

男性年齢階級別（20～44歳）未婚率の推移（山梨県）



資料：総務省「令和2年国勢調査」

女性年齢階級別（20～44歳）未婚率の推移（山梨県）



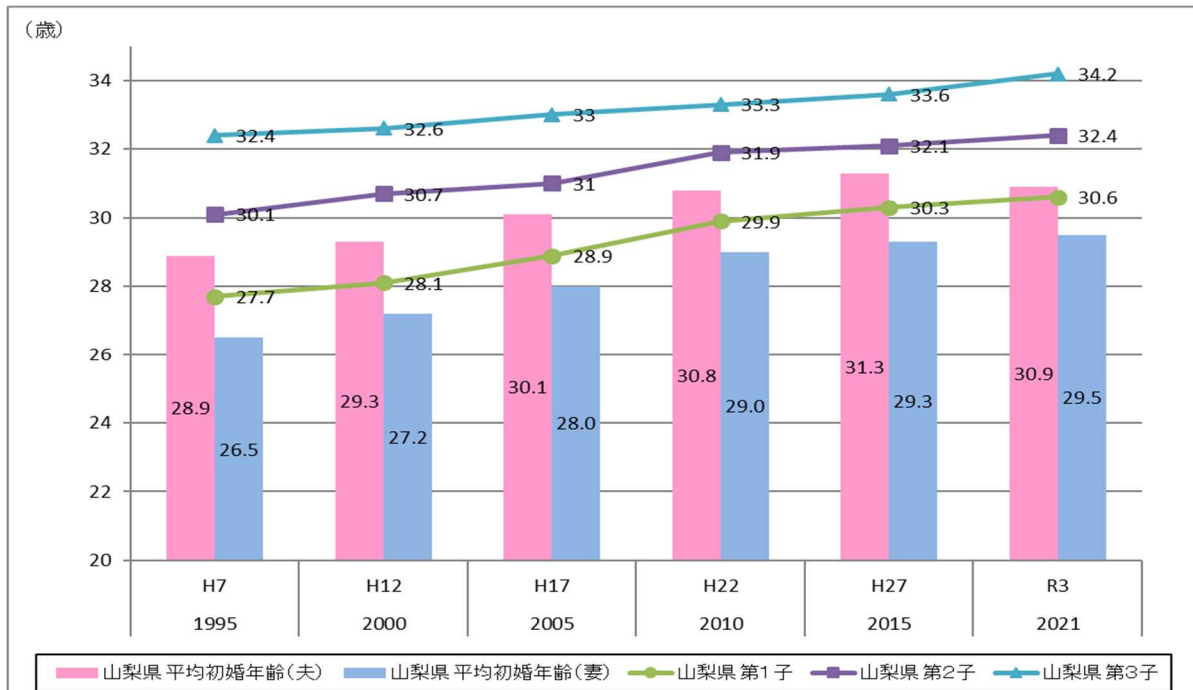
資料：総務省「令和2年国勢調査」

平均初婚年齢は、年々上昇しており、令和3年調査では、夫の平均初婚年齢、妻の平均初婚年齢ともに20年前と比べて2歳程度高くなっています。

また、晩婚化の影響を受け晩産化の傾向も継続しています。

晩婚化の進行は、結果として出産可能期間を短縮し、出生数の減少につながることであり、少子化の大きな要因の一つとされています。

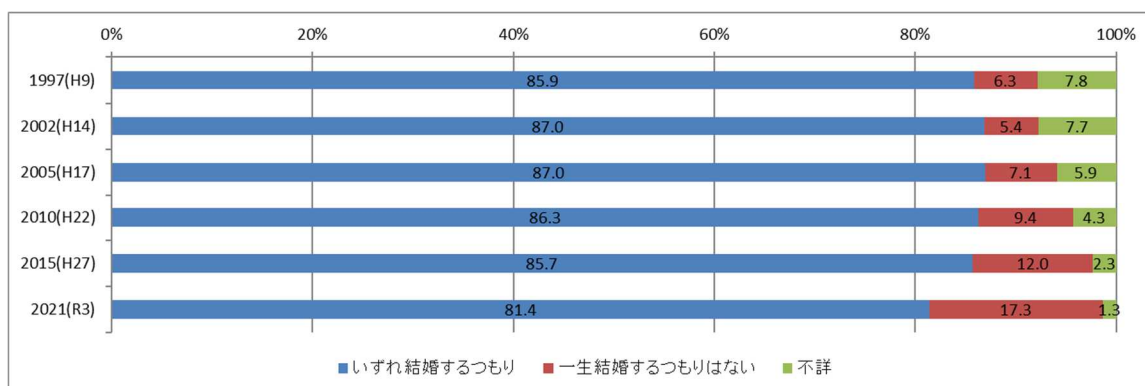
平均初婚年齢・母親の平均出産時年齢の推移（山梨県）



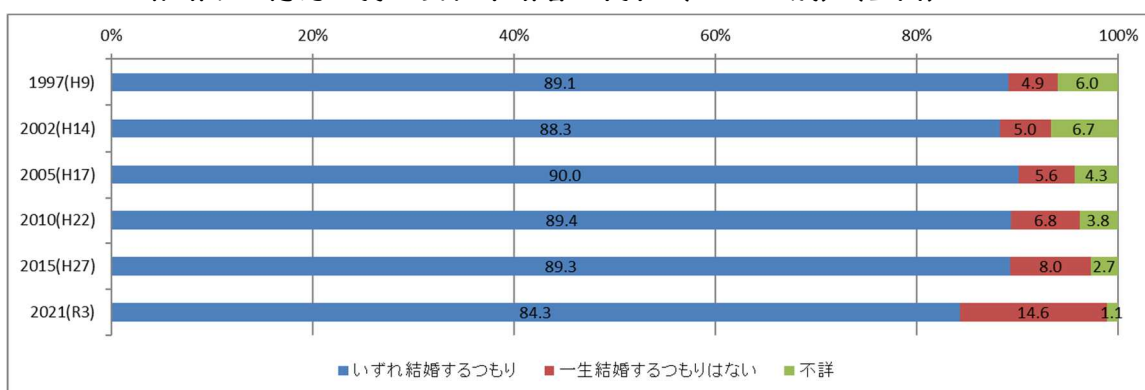
資料：厚生労働省「令和3年人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、令和3年の調査結果では、結婚の意思を持つ18～34歳の未婚者に明らかな減少が見られ、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の割合が増加しています。

結婚する意思を持つ男性未婚者の割合（18～34歳）（全国）



結婚する意思を持つ女性未婚者の割合（18～34歳）（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

独身でいる理由は、18～24歳の年齢層では男女とも「まだ若すぎる」「仕事に打ち込みたい」「必要性を感じない」など、結婚しない理由が多く挙げられていますが、25～34歳の年齢層では男女とも「適当な相手にめぐり合わない」といった、結婚できない理由の割合が高くなっています。

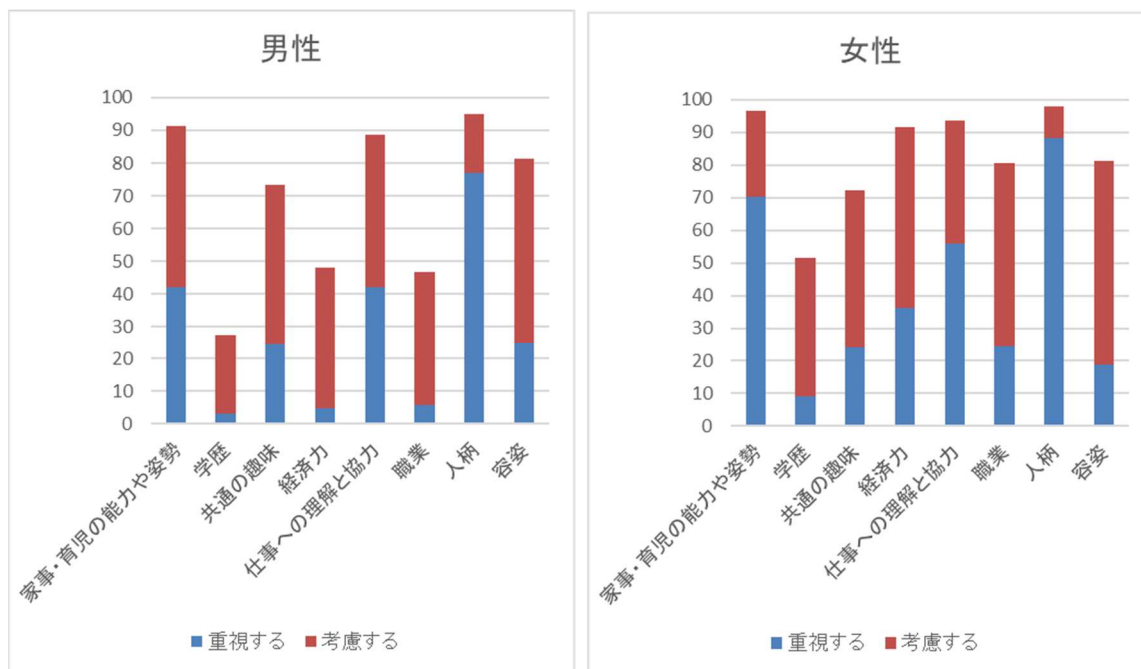
独身でいる理由（全国）

	女性			男性			全体 総計
	18～24歳	25～34歳	女性計	18～24歳	25～34歳	男性計	
適当な相手にまだめぐり合わないから	36.0%	48.1%	41.5%	29.8%	43.3%	36.6%	39.1%
結婚する必要性をまだ感じないから	40.4%	29.3%	35.4%	31.3%	25.8%	28.5%	32.0%
今は、仕事(または学業)にうちこみたいから	42.1%	14.4%	29.5%	34.8%	14.3%	24.4%	27.0%
結婚するにはまだ若すぎるから	41.2%	2.3%	23.5%	47.8%	3.8%	25.5%	24.5%
独身の自由さや気楽さを失いたくないから	17.9%	31.0%	23.9%	15.8%	26.6%	21.2%	22.6%
今は、趣味や娯楽を楽しみたいから	20.8%	24.5%	22.5%	20.4%	22.4%	21.4%	21.9%
結婚資金が足りないから	16.1%	13.4%	14.9%	24.6%	23.1%	23.8%	19.3%
異性とうまくつき合えないから	7.3%	18.2%	12.3%	12.3%	20.0%	16.2%	14.2%
結婚生活のための住居のめどがたたないから	4.2%	4.5%	4.3%	5.9%	5.2%	5.6%	4.9%
親や周囲が結婚に同意しない(だろう)から	6.1%	2.9%	4.6%	3.9%	1.4%	2.6%	3.6%
その他	1.2%	5.5%	3.1%	1.4%	4.0%	2.7%	2.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

結婚相手に求める条件についてみると、男女とも、家事・育児の能力や姿勢や人柄、仕事への理解と協力を重視する割合が高くなっています。また、女性は、経済力や職業を考慮、重視する割合が高くなっています。

結婚相手に求める条件（全国）



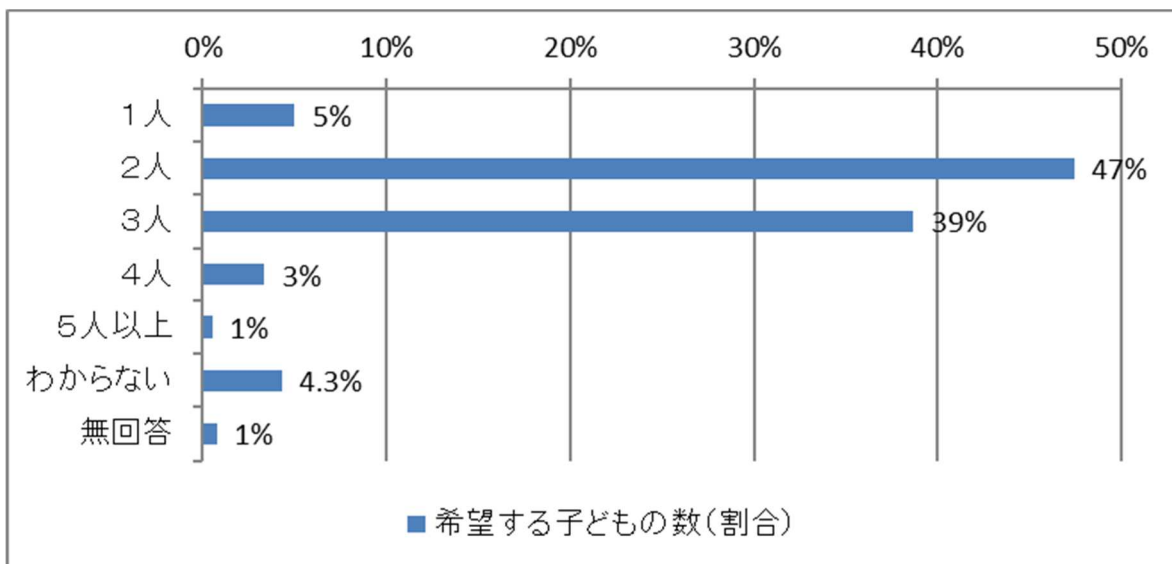
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

② 夫婦の平均出生児数の減少

平成 27 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、子育て家庭の多くが 2 人又は 3 人の子どもを持つことを希望しています。

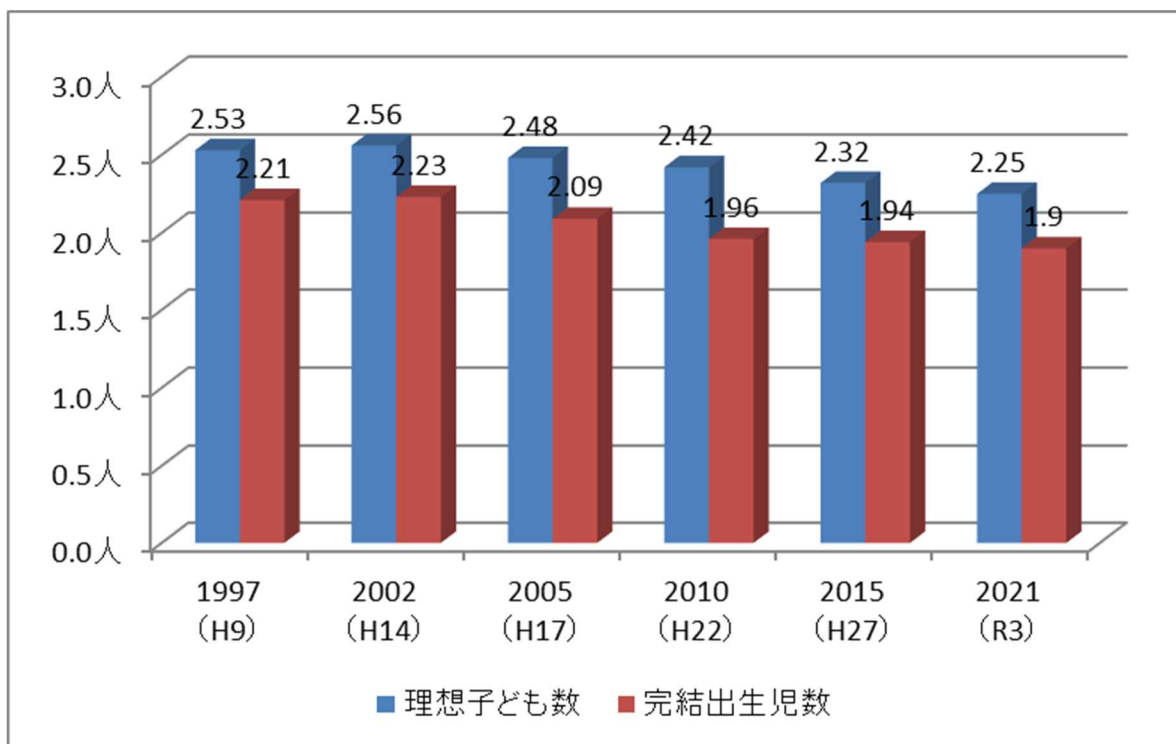
全国でみると、欲しい子どもの数は、平成 27 年で 2.32 人となっていますが、実際の夫婦の最終的な平均出生児数は 1.94 人と希望を下回っており、実際に持つ子どもの数は、減少傾向にあります。

希望する子どもの数（山梨県）



資料：山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」(H27.12)

理想の子ども数と完結出生児数（全国）

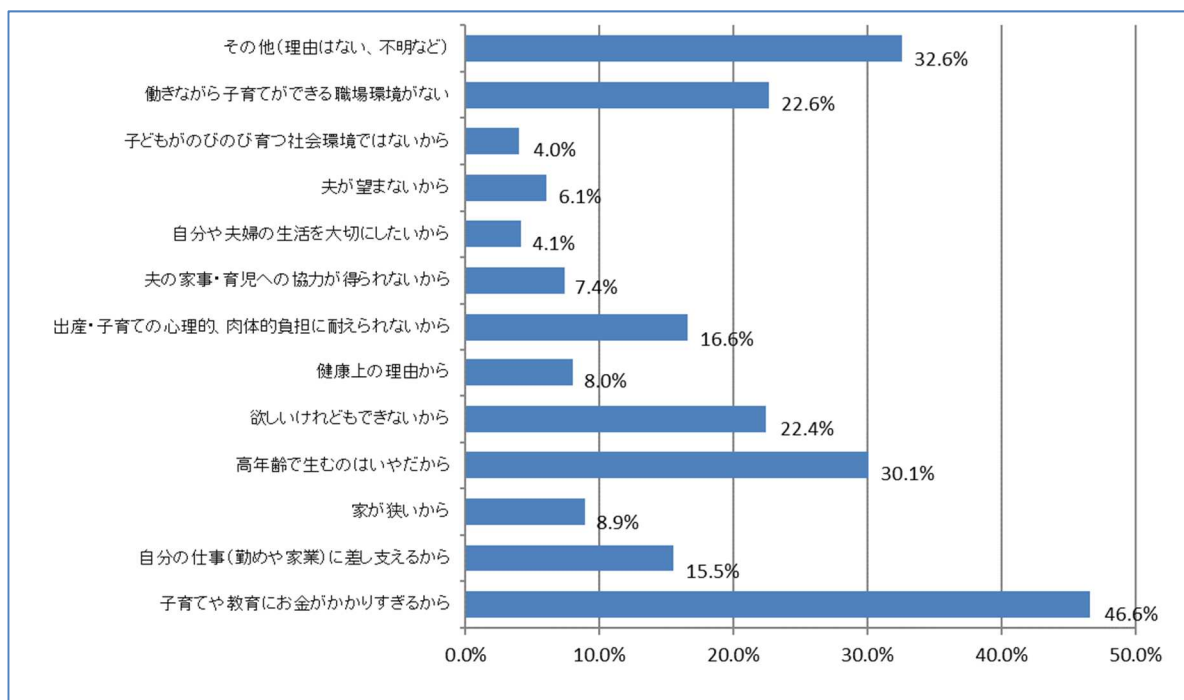


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」
 完結出生児数：結婚から 15～19 年の夫婦の平均出生子ども数。
 夫婦の最終的な平均子ども数とみなされる。

理想の子ども数別に、理想を実現できない理由をみると、3人以上を希望している場合は、「お金がかかり過ぎる」「家が狭い」といった経済的な理由を挙げる割合が高くなっています。

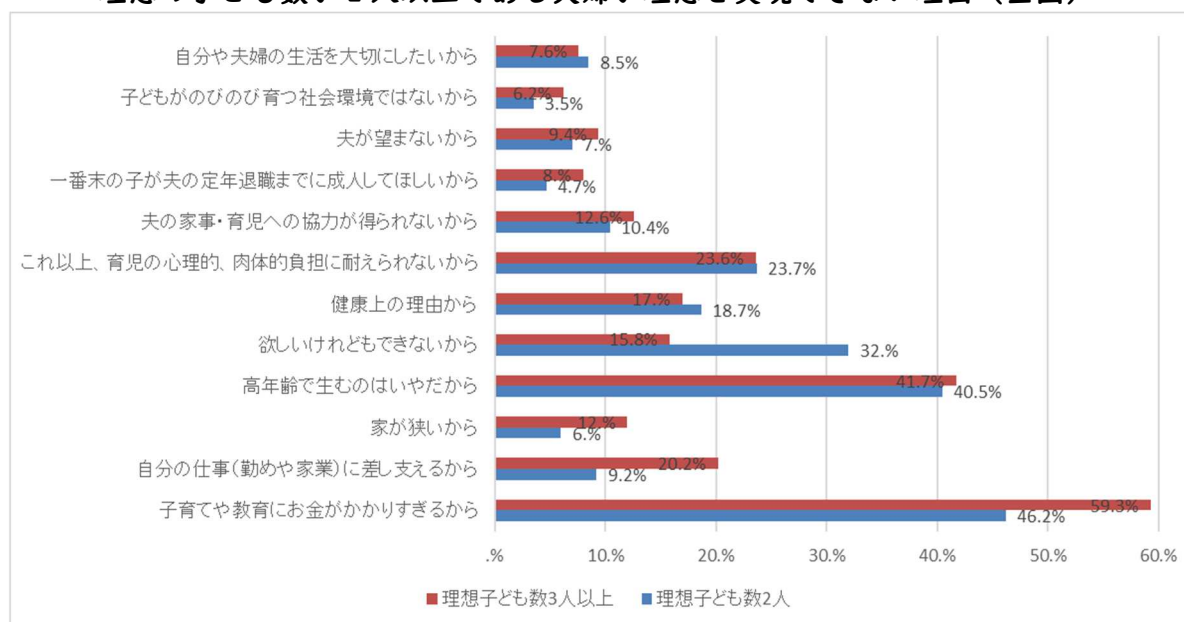
2人としている場合は、「高齢だから」「欲しいけれどできないから」など、年齢や身体的理由が挙げられています。

希望する子どもの数がもてない（もたない）理由（山梨県）



資料：「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」(H27.12)

理想の子ども数が2人以上である夫婦が理想を実現できない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

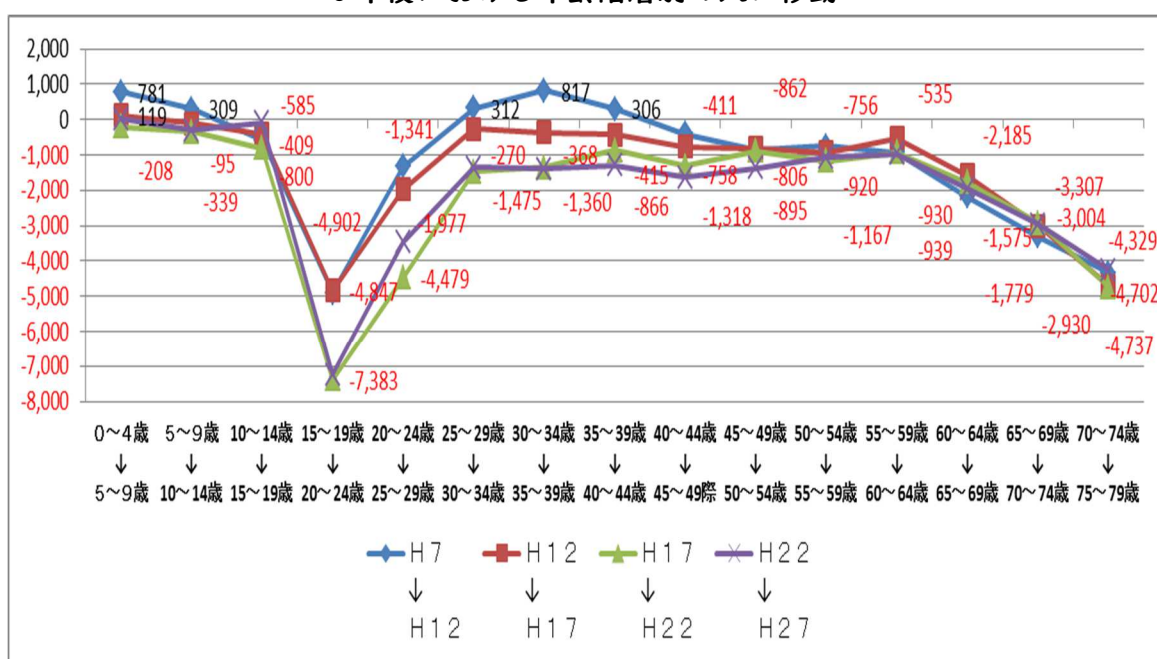
③ 子どもを産む世代の減少

合計特殊出生率が人口維持に必要な水準（※6）といわれる 2.08 前後を下回るようになった昭和 50 年以降に生まれた世代が、今は子どもを産む世代となっています。親となる世代そのものが減少傾向にあります。

また、本県の場合、15～19 歳の年齢階層の人口は、5 年後の 20～24 歳の年齢階層では、大きな人口減となっています。この年齢階層の人口減は、大半が社会減であることから、若者が県外に転出していることがわかります。県外への転出は、主に進学や就職によるものと思われ、子どもを産む世代の減少に影響しています。

（※6） 人口維持に必要な水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口維持に必要な水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における直近の値は 2.07（平成 24 年）である。

5 年後における年齢階層別の人口移動



資料：総務省「平成 27 年国勢調査」

(4) 子育て家庭を取り巻く状況

① 母親の就労状況

平成 27 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、就労している父親は 97.1%で、ほとんどが就労しています。

一方、就労している母親は 66.1%で、内訳は派遣・パートタイム等 31.8%、正社員 26.4%、自営業 5.9%、その他 2%となっており、父親と比べ就労形態が多様化しています。

保護者の就労時間

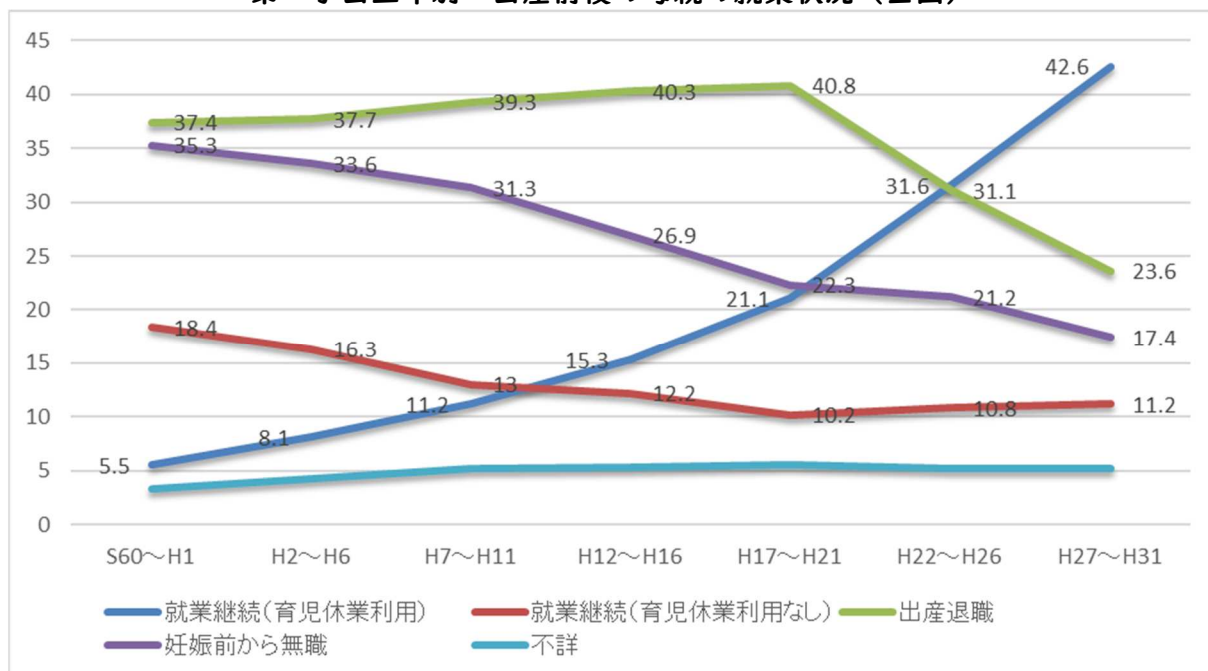
	自営業(家族従事者含む)		正社員		パート・派遣等 非正規雇用者	その他仕事 内職等	無職(不明含む)	
	商工サービス業	農林漁業	会社員	公務員・公社職員			主婦(夫)	学生、失業中等
父親	4.1%	8.3%	67.8%	13.7%	2.2%	0.9%	0.3%	2.7%
母親	2.4%	3.5%	18.3%	8.1%	31.8%	2.0%	29.0%	4.9%

資料：「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」(H27.12)

全国調査の結果では、出産を機に退職した妻の割合は、平成 17～21 年を境に減少を始め、H27～31 年には 23.6%となっています。

就業継続のうち、育児休業利用なしの割合は H17～21 年以降は、あまり変化がないのに対し、育児休業利用の割合は、平成 17～21 年の 21.1%から平成 27～31 年の 42.6%へと上昇しており、育児休業制度が仕事と子育ての両立や就業継続に貢献していることがわかります。

～第一子出生年別 出産前後の母親の就業状況（全国）～



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」

② 家庭での家事・育児分担の状況

県の「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、6 歳未満の子どもを持つ世帯の夫の家事・育児への参加状況は平成 22 年度に比べ従事する時間は増えているものの低調となっています。

6 歳未満の子どもを持つ世帯の家事・育児の平均時間

	家事・育児関連時間(H27年度)		家事・育児関連時間(H22年度)	
	平日	休日	平日	休日
妻	5時間19分	6時間9分	4時間52分	5時間52分
夫	1時間11分	2時間34分	53分	1時間52分

資料：山梨県「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

③ 要保護児童の状況

本県では約 300 人の子どもが家庭と離れて生活していますが、児童養護施設や乳児院、グループホームで生活する子どもの人数は約 7 割程度で推移しています。

要保護児童の状況

種別	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
乳児院	30	31	31	28	31
児童養護施設	178	178	173	184	154
グループホーム	17	18	18	16	30
児童自立支援施設	4	8	7	6	8
自立援助ホーム	2	1	2	2	2
里親・ファミリーホーム	85	87	86	82	86
計	316人	323人	317人	318人	311人

資料：山梨県「やまなし社会的養育推進計画」(R2.3)

④ 要保護児童数等の見込み

やまなし社会的養育推進計画では、本県の子どもの人数は年々減少しているものの、児童虐待相談対応件数が増加していることから、家庭分離が必要な子どもの人数が増えたと見込むとともに、2029年度までに里親等委託率が、就学前（0～5歳）で75%以上、就学後（6～18歳）で50%以上となるよう里親等へ措置することを見込んでいます。

家庭分離が必要な子ども数の見込み

児童年齢	2019年度	2024年度	2029年
3歳未満(0～2歳)	42人	46人	54人
3歳以上就学前(3～5歳)	45人	51人	59人
学童期以降(6～18歳)	232人	259人	294人
計	319人	356人	407人

資料：山梨県「やまなし社会的養育推進計画」(R2.3)

里親・ファミリーホームへ措置する子ども数の見込み

児童年齢	2019年度	2024年度	2029年
3歳未満(0～2歳)	18人	27人	41人
3歳以上就学前(3～5歳)	17人	29人	44人
学童期以降(6～18歳)	63人	100人	147人
計	98人	156人	232人

資料：山梨県「やまなし社会的養育推進計画」(R2.3)

(5) 子どもの貧困の状況

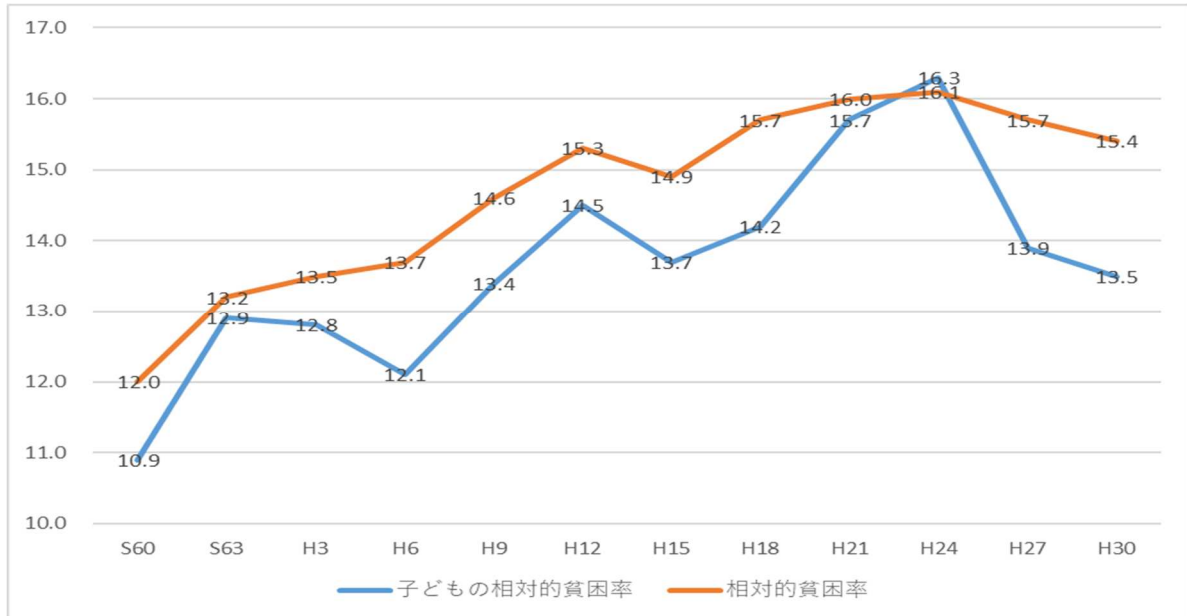
厚生労働省が実施している国民生活基礎調査によると、全国の平成30年の子どもの相対的貧困率は14.0%と、約7人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることがわかります。【図表1】

また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は13.1%ですが、このうち、大人が1人の世帯（ほぼ「ひとり親世帯」と同義）で相対的貧困率を算出すると48.3%になり、約2人に1人が相対的貧困状態であります。【図表2】

一方、平成29年度に行った「やまなし子どもの生活アンケート」（以下、「実態調査」という。）によると、本県の子どもの相対的貧困率は10.6%と、約10人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることが分かっています。

子どもの貧困は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、相談できない、相談できる人がいない（関係性の貧困）、学習を含めた様々な体験の機会の喪失（時間の貧困）の状態が続くことで、自己肯定感や学習意欲の低下、生きる気力を失うこと（心の貧困）、につながります。【図表3】

【図表1】子どもの相対的貧困率（全国）



※相対的貧困率とは、国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得（中央値）の半分の額（貧困線）に満たない人の割合を言う。

※子どもの相対的貧困率とは、所得が中央値の半分（貧困線）に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を指す。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表2】相対的貧困率の年次推移（全国）

（単位：%）

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	H30新基準
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの相対的貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.5	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.3	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
中央値	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	244万円	253万円	248万円
貧困線	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

※H30の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

※子どもがいる現役世帯とは、18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を言う。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表3】 貧困線に満たない子どもの回答割合（山梨）

質問項目	子どもの回答割合
自分は価値の無い人間だ	44.5%
不安に感じている	40.7%
孤独を感じている	39.0%
自分が好きでは無い	45.6%
休日の居場所がほしい	44.0%
家族がいないときに夕食をみんなで食べる場所がほしい	53.8%
勉強を無料で教えてくれる場所がほしい	45.1%

資料：山梨県教育委員会社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」（H29）

（6）ヤングケアラー支援の状況

ヤングケアラーは、家族の世話をすることで、健康や学校生活などにも影響がでてきていることや、何よりも、子どもが子どもらしく過ごす大切な時間や子どもの権利が守られていないことが、山梨県だけでなく、全国的に大きな課題と認識されつつあります。

「ヤングケアラー」という言葉は、徐々に知られつつありますが、言葉の意味やその背景までを含めて正しく理解している人はまだまだ少ない状況です。

本県では、令和4年度に実施した子ども向け実態調査において、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した子ども及び、「わからない」と回答した子どものうち、「自分と家族の関係のこと」「家族内の人間関係のこと」「病気や障がいのある家族のこと」「自分のために使える時間が少ない」のいずれか1つ以上を選んだ子どもを「ヤングケアラー」と思われる子どもとし、「ヤングケアラー」支援の対象に含めており、全体で3.6%およそ28人に1人の割合となっています。

支援を必要とするヤングケアラーやその家族を支えていくため、本県では、県民全体で、ヤングケアラーを見守り、支えていけるよう、本県のヤングケアラー支援の方向性や取り組みを具体的に示した山梨県ヤングケアラー支援計画を令和4年12月に策定しました。

「ヤングケアラー」、家族の悩み等を考慮した「ヤングケアラー」と思われる子ども

	全子ども	小学生	中学生	（全日制）高校生	（定時制）高校生	（通信制）高校生
ヤングケアラー	0.8%	1.2%	0.8%	0.6%	1.7%	8.3%
「ヤングケアラー」と思われる子ども	2.8%	3.1%	2.8%	2.3%	5.0%	8.3%

資料：山梨県ヤングケアラー支援計画（R4.12）

(7) コロナ禍における状況

令和元年12月から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、令和2年の感染拡大を経て、令和4年になっても、いまだ収束には至っていません。

この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されるなど、全国的に、社会活動の縮小や生活様式の変更が余儀なくされる状況が続いてきました。

本県においても、不要不急の外出自粛の要請や、保育園等における登園自粛や小学校等における分散登校、各種行事の中止や縮小などが行われると共に、日常生活においても身体的距離の確保やマスクの着用、黙食が励行されるなど、子どもたちの生活にも大きな影響が及んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、子育て中の親子同士の交流機会や子育て相談・支援に関する地域サービスの利用機会が減少し、子育て中の親子が不安や悩み、ストレスをより抱えやすい状況となっており、児童虐待事案等の増加・潜在化が懸念されています。

2 前計画からの国の動向

- 平成28年6月3日、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を目的とした、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

また、同日、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目的とした、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

- 平成29年8月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するため、制度等改革を進める工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」が公表されました。
- 平成29年12月には幼児教育や高等教育の無償化を含む「新しい経済政策パッケージ」が策定され、その内容が平成30年6月に策定された「人づくり革命基本構想」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」にも盛り込まれました。

同年12月「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」においてそれぞれの制度設計が示され、令和元年度通常国会（第198回）において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決成立し、10月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

- 令和元年6月、児童虐待防止対策の強化を目的に、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化などを図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立・公布されました。

- 令和2年5月、「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを基本的な目標として、「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 令和2年12月には、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が取りまとめられました。

また、同月、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築を目指し、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、令和3年第204回国会で関連法案が成立しています。
- 令和3年12月には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、この方針に沿って、令和4年6月に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会が実現されるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が公布されました。

また同時に、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁が設置されることとなりました。

3 やまなし子ども・子育て支援プランの評価

(1) 第1期やまなし子ども・子育て支援プランの評価

○ 平成27年3月に、やまなし子ども・子育て支援プランを策定し、平成27年度から令和元年度までの5か年で、19項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組みました。取り組みの達成状況は次のとおりです。

第1期 やまなし子ども・子育てプランに係る取組指標の達成状況

取組指標	単位	基準値		目標値 (R1年度)	R1年度	進捗率 (R4-H30) (R4-H30)
		H26	0			
1 保育所等の待機児童数	人	H26	0	0	0	100.0%
2 利用者支援事業の実施か所数	か所	H26	0	26	18	69.2%
3 地域子育て支援拠点事業の実施か所数	か所	H26	65	75	70	50.0%
4 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	市町村数	H26	27	27	27	100.0%
5 養育支援訪問事業の実施市町村数	市町村数	H26	24	27	16	-266.7%
6 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施市町村数	市町村数	H26	1	5	3	50.0%
7 子育て短期支援事業の実施か所数	か所	H26	4	6	12	400.0%
8 ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数	市町村数	H26	15	18	17	66.7%
9 一時預かり事業の実施か所数	か所	H26	87	176	152	73.0%
10 延長保育事業の実施か所数	か所	H26	156	197	188	78.0%
11 病児保育事業の実施か所数	か所	H26	26	39	45	146.2%
12 放課後児童クラブの実施か所数	か所	H26	217	272	271	98.2%
13 住んでいる地域が子育てしやすいと思う親の割合	%	-	-	87.7%	50.0%	
14 県が実施する幼稚園や保育所等の従事者を対象とした研修会への参加人数	人	H26	2065	4100	1324	-36.4%
15 1歳6か月児、3歳児健康診査受診率(1歳6か月児/3歳児)	%	H25	94.7/92.9	100/100	97.6/96.3	54.7/47.9
16 新生児死亡率	%	H25	1.5	1.0を超えない値	0.4	
17 グループホーム措置率 ※措置等児童数全体に占める割合	%	H25	10.3	19.5	12	18.5%
18 里親等受託率 ※措置等児童数全体に占める割合	%	H25	27.0	27.2	32.5	2750.0%
19 自主防犯パトロール青色回転灯装着台数	台	H26	238	388	348	73.3%

目標値設定事業19事業の内6事業で目標達成となっています。

他の事業については目標値の設定を国庫補助対象事業としていましたが、市町村単独事業を合わせると目標を達成しているものもあり、引き続き、国庫補助事業への移行を促していきます。

(2) 第2期やまなし子ども・子育て支援プランの中間評価

- 令和2年3月に、第二期やまなし子ども・子育て支援プランを策定し、令和2年度から令和4年度までの3か年で、16項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組みました。取り組みの達成状況は次のとおりです。

第2期 やまなし子ども・子育てプランに係る取組指標の達成状況

取組指標	単位	基準値 (H30年度)		目標値 (R4年度)		R4年度 (9月末時点) ★はR3年度末時点		進捗率 (R4-H30) (R4-H30)	
		小	中	小	中	小	中	小	中
1 出会いサポートセンター登録会員数	延べ人数	1,930		3,330		★ 2,644		51.0%	
2 子育て世代包括支援センター(妊娠期から子育て期に渡るまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点)設置数	市町村数	17		27		25		80.0%	
3 働き方改革アドバイザーによる支援企業数(R1-4累計)	企業数	0		2,000		1,772		88.6%	
4 (オンライン開催を含めた)やまなし保育フェア等の参加者数(単年度あたり)	人数	145		300		★ 607		-	
5 地域子育て支援拠点(子育ての相談支援の他、子育て中の母親等の交流拠点)設置数(国補対象施設)	施設数	70		72		74		200.0%	
6 放課後児童クラブの設置数(国補対象施設)	施設数	270		271		279		900.0%	
7 公立小学校に対する放課後子供教室の設置の割合	%	70		78		★ 79		112.5%	
8 病児・病後児保育の実施数(国補対象施設)	施設数	40		45		47		140.0%	
9 自然保育の活動量が増えた保育所等の数	施設数	0		100		73		73.0%	
10 少人数教育の推進	-	-		25人を基本とする少人数教育がいずれかの学年で実現		R4年度に小学校2年生へ25人学級を導入		100%	
11 児童生徒のICTの活用を指導する能力を持つ教員の割合	%	小 69.6	中 64.5	小 75.0	中 75.0	小 76.8	中 74.5	小 133.3%	中 95.2%
		高 68.3	特 72.0	高 80.0	特 80.0	高 80.0	特 85.0	高 100.0%	特 162.5%
12 子ども家庭総合支援拠点(家庭支援全般の相談対応や、要支援・要保護児童等への支援などを行う拠点)設置数	市町村数	1		27		12		42.3%	
13 母子・父子自立支援員による相談件数(単年度あたり)	件数	2,500		2,500		★ 1,765		-	
14 学校、自治会、民生委員、企業、行政などの地域ネットワークの構築数	市町村数	5		27		20		68.2%	
15 自主防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施回数(単年度あたり)	回数	288		288		★ 295		-	
16 子どもが日常的に集団で移動する経路の合同点検を行いながら安全対策の実施(危険箇所の安全対策の完了)箇所数	箇所数	0		243		★ 229		94.2%	

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築

子どもが健やかに成長する上では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。

このため、行政はもとより、県民、保育・教育関係者、事業主などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取り組みを進める必要があります。

一人一人の子どもが、心身ともに健やかでたくましく育つには、豊かな自然や文化、地域の温もりなど、本県の特性を活かすことが重要です。

また、保護者が子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを産み育てることができることや、日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じる必要があります。

さらに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人の希望が叶えられる必要があります。

誰もがいきいきと安心に暮らせ、子育てするなら山梨県と感じられるよう、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重する中で、子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築を目指し、子育て協働社会を創出します。

2 基本的な視点

すべての子どもの成長に関する視点

すべての子どもが健やかに育ち、責任感や意欲を持って次代を担う自立した若者に成長できるように取り組みを進めます。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない効果的な支援の視点

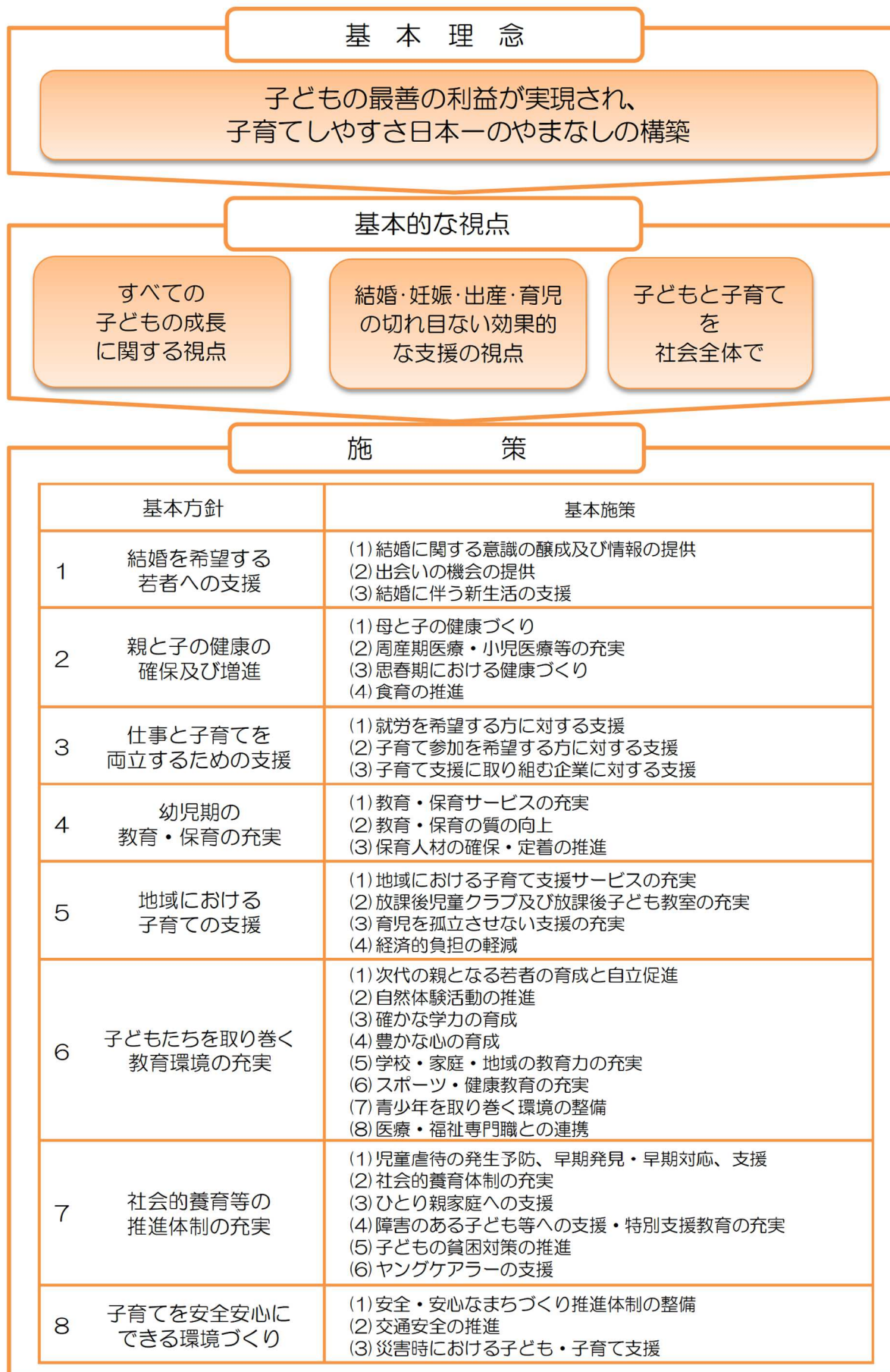
結婚や出産の希望が叶い、安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した切れ目ない効果的な支援を進めます。

子どもと子育てを社会全体で支援する視点

子育てに対する不安や負担を感じる子育て家庭が多いことから、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて安心と誇りを持って子育てできるように支援を進めます。

行政や県民、保育・教育関係者、事業主などが連携・協働しながら山梨に合った子育て支援活動を進め、子育て家庭を支える地域・環境づくりを進めます。

3 施策体系



4 子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策

分野	妊娠期	乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期
教育・保育 健全育成		保育所 認定こども園 幼稚園 延長保育 一時預かり 病児・病後児保育		放課後児童クラブ 放課後		
				学力・体力の向上、心身の育成に関する事業		
地域の 子育て支援		利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 ファミリー・サポート・センター ショートステイ、トワイライトステイ 民間団体による子育て支援 子どもの交通安全、防犯に関する事業				
健康づくり	不妊相談・ 妊婦検診 周産期医療 産前産後 ケアセンター	乳児全戸訪問 乳児健診・母子保健事業 小児医療	養育支援訪問		思春期保健事	
経済的支援		児童手当 乳幼児医療費助成 第2子以降保育料			奨学	
		子育て応援カード				
働き方支援 結婚支援		産前産後休業 育児休業 子育てしやすい職場環境づくりに関する事業				出会いの機 会の提供
要保護支援等		児童虐待・社会的養護に関する事業 ひとり親家庭に関する事業 障害児(者)に関する事業				

第4章 具体的な施策

1 結婚を希望する若者への支援

【施策の基本的考え方】

未婚化・晩婚化の進行は、少子化を進行させる要因でもあり、将来の地域社会に大きな影響を与えることが懸念されています。

こうした中、結婚を希望しているにもかかわらず、結婚できない状況もある事から、多様な婚活サービスを提供する民間とのネットワークを構築し、結婚を希望する誰もが希望を叶えることができるよう、社会全体で効果的な婚活支援を行います。

(1) 結婚に関する意識の醸成及び情報の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none">○ 結婚を希望する独身男女や結婚を応援する支援者に対し、結婚に役立つ情報の提供やアドバイス等を行い、婚活を後押しする取り組みを推進します。 <p>※ 婚活 結婚を目的とし、自分を磨いたり結婚相手を探すために意識的に活動すること (「“婚活”時代」山田昌弘、白河桃子共著)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポーター」を募集・登録し、サポーターが実施する婚活イベントをはじめ、婚活に役立つ情報を婚活やまなしホームページ、メールマガジンで発信します。○ 結婚支援に関わる企業やボランティア等と連携し、独身男女が結婚に興味を持ち、婚活を始める契機となるイベントのほか、異性とのコミュニケーションの取り方や服装、マナー等についてのセミナーを開催することにより、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ります。

(2) 出会いの機会の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none">○ 結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供し、カップル誕生から成婚率の向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none">○ 民間とのネットワークにより、結婚を希望する独身男女の出会いの機会を拡大します。

(3) 結婚に伴う新生活の支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none">○ 経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援します。	<ul style="list-style-type: none">○ 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用等に対し助成する市町村を支援します。

2 親と子の健康の確保及び増進

【施策の基本的考え方】

生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものであり、親と子が健やかに過ごせるための切れ目のない母子支援が必要です。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠、出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進し、親と子の心と体の健康の確保及び増進を図ります。

また、子どもを持ちたいと願う男女に寄り添い、不妊に関する相談や治療への支援を強化するとともに、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進も図ります。

(1) 母と子の健康づくり

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産前産後は女性ホルモンのバランスが崩れ不調を感じやすい上に、育児不安等が重なり心身ともに健康を害しやすい時期であります。このため、妊娠初期からの健康管理、妊娠、出産、育児を通じた相談支援体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制を推進します。 ○ 発達の遅れや疾病等を持ちながらも不安なく過ごせるための療育支援を推進します。 ○ 不妊検査や治療への不安、医療機関の情報不足など、不妊に悩む夫婦への相談対応や適切な情報提供を推進します。また、不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点の機能整備と運営強化に向けて市町村の取り組みを支援し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めます。 ○ 乳幼児の異常の早期発見や子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。 ○ 出産前と出産後の母親が持つ不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産前産後ケアセンターを支援します。 ○ 妊産婦の心のケアに係るサポート体制を強化するため、妊産婦メンタルヘルスに関わる人材育成を行います。 ○ 妊娠期の母親の口の健康は、子どもの発育などに影響を与え、子どもの生涯を通じた健康づくりの基盤となることから、妊娠期と子どもの乳幼児期の歯科保健教育の推進を図ります。 ○ 乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。 ○ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じることでの不安等の解消に努めるとともに、胚培養士等の専門人材育成や不妊検査に要する経済的負担軽減に取り組めます。

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心して妊娠、出産できる体制の確保を進めます。 ○ 核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保を進めます。 ○ 家庭での子どもの病気やけがに対する保護者の不安に対して、医療に関する情報提供に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦が安心して出産できる体制を確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めます。 ○ ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するための総合周産期母子医療センター等の充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。 ○ 休日や夜間における小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制病院の運営を支援します。 ○ 子どもの急病時の対応等について、情報提供に努めるとともに、小児科専門看護師による休日や夜間の電話相談を行います。

(3) 思春期における健康づくり

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。 ○ 喫煙、飲酒、薬物乱用は、健康上の問題だけでなく犯罪にもつながるため、子どもたちの望ましい行動につながる実践力を育てます。 ○ 精神発達の途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化、思春期における精神不安に対する社会環境に適応できない者への心の健康づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エイズなどの性感染症を予防するため、エイズ・性感染症に関する出張講座の開催などにより、児童生徒への性に関する正しい知識の普及を行います。 ○ 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、地域関係者と連携して、防煙教育や飲酒・薬物の心身の発達への影響についての出張講座などにより、正しい知識理解と望ましい行動につながる実践力の育成に努めます。 ○ 精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持・増進や適応障害の予防と早期発見のため、思春期に関する相談窓口を設置・運営します。 ○ 学校等の集団生活において不適応を起こしている児童について、メンタルフレンドの派遣や、ひきこもり児童への通所指導を行い、症状や社会性の改善を図ります。 ○ 児童思春期精神科医療の充実を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療の提供や相談支援を行います。

(4) 食育の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、子どもに対する食育を推進します。</p>	<p>○ 子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。</p> <p>○ 保育所、幼稚園、児童館等に出向いて、子どもに対する食育教室・講座等を行う「やまなし食育推進ボランティア」の活動促進を図ります。</p> <p>○ 幼児・児童・生徒の発達段階や実態に即し、給食や様々な体験活動等を通して子どもたちの望ましい食習慣の育成と、バランスのとれた食生活の形成に努めます。</p>

3 仕事と子育てを両立するための支援

【施策の基本的考え方】

仕事と子育てが両立できる職場環境を実現するため、育児休業など両立支援制度の普及、定着を図り、女性が働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、男女が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを推進します。

(1) 就労を希望する方に対する支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就業希望がありながら出産を機に仕事を辞めるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の促進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりを進めます。 ○ 子育て中又は子育てが一段落し、就職を希望する女性の支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業経営者の意識改革を図り、仕事と子育ての両立に向けた取り組みを支援していきます。 ○ 子育て中又は子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就職を希望する女性の職業訓練を推進します。 ○ 子育て中の求職者等に対し子育て支援等の情報提供を行うとともに、職業選択や就職活動に関する助言を行うなどキャリアカウンセリングを実施します。

(2) 子育て参加を希望する方に対する支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事・育児の分担度合いが高い家庭では、第2子以降の出産割合が高く、女性の継続就業割合も高くなっていることから、希望する子どもの数を持つようになるため、男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の子育てや家事への参画を促進するために、その必要性や効果について理解を促す講座を開催します。 ○ 家庭において、子育てに母親だけが関わる現状を変え、親双方が関わることの重要性を啓発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した取り組みを推進します。

(3) 子育て支援に取り組む企業に対する支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県企業の大部分を占める中小企業に対して、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりを推進します。 ○ 仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置・運営を支援します。 ○ 女性の活躍推進や男性の家事・育児参画を積極的にサポートする県内企業を増やし、女性が働きやすい職場環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業における育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備と、子育てを行う労働者が男女ともに働きやすい職場環境を整えるための取り組みを支援していきます。 ○ 地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置・運営を支援します。 ○ 女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性の活躍や男性の家事・育児参画に向けた講演会等の開催や、県独自の認定制度「山梨えるみん」により、女性活躍を推進する企業の取り組みを支援します。

4 幼児期の教育・保育の充実

【施策の基本的考え方】

子どもの健やかな育成と親の就労等の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、年度初めに限定されず、何時でも希望する保育所に子どもを預けることができる「新たな姿の待機児童ゼロ」の実現を図ります。

(1) 教育・保育サービスの充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども及び保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保を図ります。 ○ 女性の就業希望は高く、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就労形態等に配慮した多様な保育サービスの充実を図ります。 ○ 認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの年齢や保護者の就労状況に応じた多様な教育・保育ニーズに対する必要なサービスを提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等における取り組みを支援します。 ○ 保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に行う延長保育を支援します。また、教育とともに保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を支援します。 ○ 子どもが熱を出した際などに、どうしても休めない仕事がある場合などの保育ニーズに応えるため、病院・保育所等で病児保育を支援します。 また、病児・病後児保育施設の県内全域での広域利用を推進します。 ○ 保護者のニーズに沿った多様な事業者によるきめ細かい保育サービスの提供が進むよう支援します。 ○ 通勤などの利便性から、他市町村の保育所への入所希望に応える取り組みを推進します。 ○ 保育中に具合が悪くなった子どもを保護者が迎えに来るまでの間、引き続き保育できるように、保育所等への看護職員の配置に取り組む市町村を支援します。 ○ 認可外保育施設の適正な運営を確保するための支援、指導を行います。

<p>○ 保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられるよう、地域の実情に応じて、幼稚園と保育所のよいところを活かした一体的な教育・保育の提供や地域における子育て支援を実施する認定こども園の設置を図ります。</p>	<p>○ 既存の幼稚園、保育所からの希望を考慮して認定こども園への移行を図ります。特に、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の向上の観点を踏まえ、幼保連携型認定こども園への移行を図ります。</p>
--	---

(2) 教育・保育の質の向上

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 教育・保育の質を高める観点から、認定こども園、幼稚園、保育所等における取り組みの充実・強化を図ります。</p> <p>○ 生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である幼児期の健やかな成長を保障するため、教育・保育の一層の充実を図ります。</p>	<p>○ 公立・私立の別や施設の種類を超えて、一体的な幼児教育推進体制の充実を図ります。</p> <p>○ 教育・保育の専門性の向上のため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象とした研修会や、認定こども園、幼稚園、保育所等のさらなる質の向上のための相互交流を図る合同の研修会を実施します。</p> <p>○ 就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取り組みを推進します。</p> <p>○ 認定こども園、幼稚園や保育所等では、幼児期にふさわしい生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。</p> <p>○ 「やまなし幼児教育センター」を核として、諸機関と連携し、社会の変化や課題、幼児教育の現状や本県の特長を明らかにし、生きる力の基礎を培う幼児教育の一層の充実と振興を図ります。</p> <p>○ 民間保育士等の専門性の向上を図り、処遇改善を推進するため、キャリアアップ研修を実施します。</p> <p>○ 保育士の負担軽減を図ると同時に、きめ細かで質の高い保育を実現していくため、医療専門職の配置の必要性や、あるべき保育士の配置基準などについて議論を進めます。</p>

<p>○ 教育・保育サービスの質の向上を図るために、内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価の受審を推進します。</p>	<p>○ 認定こども園、幼稚園、保育所の自己評価を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所に対する監査指導を適正に執行し、教育・保育の質の向上を図ります。また、保育所における第三者評価事業への取り組みを推進します。</p>
---	--

(3) 保育人材の確保・定着の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 「新たな姿の待機児童ゼロ」の実現に向けて、必要となる保育士を確保するための人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を推進します。</p>	<p>○ 民間保育士等の処遇改善を推進するため、専門性の向上を図るキャリアアップ研修を実施します。</p> <p>○ 官民が連携し保育士が働きやすい職場づくりや学生等を対象とした就業促進の取り組みを推進します。</p> <p>○ 潜在保育士の復職等を推進するため、再就職準備金等貸付事業に対し支援します。</p> <p>○ 「やまなし保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図るなど、年度初めに限定されず、何時でも希望する保育所に入所できる環境の実現に向けて取り組みます。</p>

5 地域における子育ての支援

【施策の基本的考え方】

すべての子どもの健やかな成長を保障し、子育て中の保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、身近な地域において多様な主体が参画し、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

核家族化の進行などにより、子育てに孤立感や負担感を感じる保護者が多いことを踏まえ、家庭における子育てを支援するため、子育て中の保護者の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における幅広い年齢の子どもとの交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組めます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
○ 子育てを社会全体で取り組む気運を醸成し、子どもの健やかな成長が最大限に実現される社会の構築を目指します。	○ 11月19日の「やまなし子育ての日」に合わせ、子育てに対する理解と関心を深め、社会全体で子育て支援を行う気運の醸成を図るための普及啓発活動を行います。
○ 家庭での0～3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を推進します。	○ 子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行うとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。
○ 子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の相互援助活動を推進します。	○ 児童の預かり等の援助を希望する、地域で乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者と援助を行うことを希望する者同士の意向を調整して相互援助活動を支援します。
○ 保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、保護者の突発的な保育ニーズに対して支援します。	○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等での一時的な預かりに対して支援します。
○ 保護者が安心して子育てできるよう、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを図り、地域ぐるみで子育て支援に取り組めます。	○ 保護者の疾病等で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設等での必要な保護に対して支援します。
	○ 地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動などを通して、親の子育ての不安や孤立化を解消する愛育会活動を支援します。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の教育・保育の核である認定こども園、幼稚園、保育所を中心に、家庭と地域が連携した子育て支援に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における多様な子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育て支援団体や子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。 ○ 地域における子育て支援サービスの質の向上を図るため、研修会を実施します。 ○ 地域における子育て支援サービスの質の担保を図るため、利用者アンケート調査の実施により、利用者の不満や要望の把握に努めます。 ○ 認定こども園、幼稚園、保育所は、施設の開放や子育て相談の開催など、施設の持つ機能を活用し、地域を基盤とした子育て支援活動を推進します。
---	--

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と子育ての両立を図るため、児童が安全で健やかに過ごせる放課後の居場所づくりを進めます。 ○ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、一体化を促進するとともに、両事業の職員に対して資質の向上を図るための研修を実施し、児童の放課後の居場所の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が仕事などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの設置や環境整備などを支援します。 ○ 放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子供教室の設置を推進します。 ○ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、一体化を促進します。また、市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるようそれぞれの職員を対象とした合同研修会を開催するなど、放課後子ども総合プラン推進委員会を中心に子育て支援局、教育委員会が連携して市町村を支援します。 ○ 放課後児童クラブ、放課後子供教室の職員に対し、資質向上を図るため、要配慮児の特性に応じた対応など、研修会を実施します。

- 放課後児童クラブ等の質の担保を図るため、利用者アンケート調査の実施により、利用者の不満や要望の把握に努めます。

(3) 育児を孤立させない支援の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ保護者が増加しています。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のため、相談等機能の充実を図ります。 ○ 子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、子育てサークルやイベント情報など子育て情報の提供と質の充実を図ります。 ○ 核家族化の進行により相談相手もなく、自ら子育てサービスを受けられないまま、子育ての不安や悩みを抱えて孤立化する保護者もいます。不安感や孤立化の防止のため、子育て情報の提供、相談援助や家庭を訪問して保護者の気持ちに寄り添いながら、子育ての喜びを感じられるよう取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て相談総合窓口や子育て電話相談により育児不安や悩み、疑問に関する相談や、カウンセリングを行います。 ○ 子ども又はその保護者の身近な場所で、認定こども園、幼稚園、保育所や子育て支援の事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を支援します。 ○ インターネット等を活用した子育てに関する多様な情報の提供、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。 ○ 育児不安や悩みを抱える高ストレス家庭に地域のボランティアが訪問し、保護者の気持ちに寄り添い傾聴することで、子育て中の親の不安感や孤立化の防止を図ります。 ○ 産前産後の母親、幼い子どもを持つ親などの、身体的・精神的ケアのさらなる拡充を図るため、レスパイトケアサービスの充実を図ります。 ○ 家庭における育児支援とともに、地域との繋がりを支援するため、アウトリーチ型支援の充実を図ります。

(4) 経済的負担の軽減

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 子育てに係る経済的負担は出産をためらう大きな要因となっていることから、経済的不安感の解消に資するよう取り組みを進めます。</p>	<p>○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの保育料を無料化する市町村を支援します。</p> <p>○ 次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する児童手当の円滑な支給を推進します。</p> <p>○ 乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害のある人がいる家庭における医療費を支援します。</p> <p>○ 難病のある小児、結核児童、身体に障害のある児童、未熟児に対する経済的負担を軽減します。</p> <p>○ 妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛企業の協力を得て商品の割引などのサービスの提供を行います。</p> <p>○ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用又は行事への参加費用等を支援します。</p> <p>○ 勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な児童生徒に対する奨学金や教育支援資金の貸付、授業料の減免などの支援をします。</p>

6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

【施策の基本的考え方】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、子どもの豊かな学びを支えるため、家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

また、キャリア教育の一層の充実を図り、若者の社会人・職業人としての自立を促進します。

さらに、本県の豊かな自然等を生かし、体験活動等の推進を図ります。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒が生きる力を育てていくために必要な意欲や関心を高める活動に取り組みます。 ○ 子どもたちに高齢者や障害者、性的マイノリティなどに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てる教育を推進します。 ○ 人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育む教育の充実を図ります。 ○ 核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、都市化、情報化により減少している子ども同士のふれあい、生活体験に対して、児童の健全育成を図るため、子ども同士のふれあいや自然とのふれあいの機会づくりを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性等を考慮しながら、体験的な学習の充実を図り、地域人材を活用することで学校教育の活性化を推進します。 ○ 職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。 ○ 福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。 また、道徳教育を通じて多様な性のあり方について理解を深める取り組みを進めます。 ○ 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、地域の行事への積極的な参加、幅広い年齢や異なる世代、他の地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。 ○ 地域における幅広い年齢の子どもとの交流、他の地域の子どもの交流などの活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供します。

(2) 自然体験活動及び森林環境教育・木育の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の豊かな自然環境を生かし、心身ともにバランスの取れた豊かな人間性や社会性を育む自然体験活動の推進を図ります。 ○ 子どもたちが「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みを通して、木を身近に感じ、木への親しみや木の文化への理解を深め、木の良さや利用の意義を学んでもらい、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然体験、森林体験、農業体験などの機会を提供する施策を推進します。 また、自然を活かした子育ての取り組みを県内外にPRします ○ 豊かな自然環境を生かしながら、子どもに自然とふれあう機会を十分に提供し、足腰の強い子どもを育成します。 ○ リニューアルした愛宕山こどもの国の利用促進を通し、コロナ禍において抑制されてきた外出機会や交流機会の回復を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境整備を推進します。 ○ 教育、産業、行政など幅広い分野が連携し、森林環境教育・木育活動を推進していくため設立した「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」の取り組みを支援します。

(3) 確かな学力の育成

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数教育を推進し、一人ひとりの子どもの可能性を最大限発揮できる教育環境を実現します。 ○ ICTの活用により、全ての生徒が校種・地域・学校規模に関わらない質の高い教育を受ける環境を整備します。 ○ 子どもたちが自ら調べ、判断し、表現する力を身につけることで、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一層きめ細かくて質の高い教育を実現するため、学校関係者等による検討を経て、計画的・段階的に少人数教育の推進を図ります。 ○ Society5.0の時代を生きる力を育むため、山梨県立学校ICT活用教育推進ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた教員の研修や環境の整備を行います。 ○ 基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を持った子どもたちを育成するため、創意工夫を生かした指導とその評価を充実します。 ○ 身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、論理的な思考力や科学的に探究する力を育成します。

○ 子どもたちの思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実を推進します。	○ 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を図ります。
---	--

(4) 豊かな心の育成

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
○ 児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史や文化に対する理解を深められるよう、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	○ 県高等学校芸術文化祭への高校生の参加を促し、文化活動の活性化を図ります。
○ 命を大切に作る心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生き育てることの喜びや意義について、子どもときから理解を深めるための取り組みを推進します。	○ 美術館、博物館、考古博物館、文学館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用を推進します。
	○ 子どもたちの文化芸術への関心を高めるため、学校等において、子どもたちがみんなで芸術鑑賞や体験活動ができる機会を提供します。
	○ 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。

(5) 学校・家庭・地域による教育の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
○ 子育てについて学ぶ機会の提供や、地域での子育てを支援する人材育成を進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。	○ 家庭教育推進番組や各種メディアを利用して家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。
○ 学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通じてよりよい地域を作るという目標を共有し、各主体が連携・協働する体制づくりを推進します。	○ 地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。
	○ 学校運営協議会制度を活用し、地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え地域を創生する地域学校協働活動を推進します。

(6) スポーツ・健康教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体力の向上や運動の基礎的能力の育成を図りながら、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。 ○ 生活習慣の乱れや思春期特有なストレスに起因した心身の健康問題が深刻化している中で、健康の増進に向けた取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の授業を充実させるとともに運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなど、体育、スポーツ活動の推進を図ります。 ○ 子どもたちが、発達に応じた運動、食事、睡眠といった生活習慣を身につけられるよう、健康診断と日常の健康観察や健康相談などを重視した、学校保健の充実を図ります。

(7) 青少年を取り巻く環境の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちを有害情報、薬物等から守るため、家庭、学校及び地域における取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類等を規制します。 ○ 青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。 ○ 青少年に野外活動や集団生活などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設等における活動プログラムを充実します。 ○ 子どもたちの健全な育成を図るため、約束や決まりを守ったり、インターネット上の不適切な情報に対して、適切に対応するための情報モラル教育を推進します。 ○ 青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、自立した消費者の育成を図ります。

(8) 医療・福祉専門職との連携

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 不登校児童の教育の機会を確保します。</p> <p>○ 依然として深刻である、いじめ・不登校や問題行動などに対して、思いやりやねばり強く挑戦する意志など、子どもたちの豊かな心や感性を育む取り組みを推進します。</p>	<p>○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、関係機関が連携した支援など、不登校児童生徒に対する多様な教育の機会の確保を推進します。</p> <p>○ いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラー等の配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。</p>

7 社会的養育等の推進体制の充実

【施策の基本的考え方】

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、「やまなし社会的養育推進計画」に基づき、深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

また、子どもの貧困対策については、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたって、前向きな気持ちで夢や希望を持ち、全ての県民がその夢や希望を叶えようと関わる山梨の実現のため、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に基づき、関係者が相互に連携協働を図りながら、県民総ぐるみで対策を推進します。

(1) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を行い、児童虐待の発生予防、早期発見等を推進します。 ○ 児童虐待から子どもを守る支援体制を確立するため、民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見等を図ります。 ○ 児童虐待に対して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に広報啓発による正しい理解を深め、発生予防と対応力向上を図ります。 ○ 要保護児童の適切な保護のため、安定した生活環境を整えるとともに、虐待等により心の問題を抱えた児童の心身の健やかな成長と自立を支援するため、児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児のいる家庭を訪問して、育児に関する不安や悩みの相談を受け、地域の子育て支援に関する情報を伝え、家庭の養育環境を把握し助言を行う訪問型養育支援を推進します。 ○ 適切な養育を確保するため、養育支援が必要な家庭には定期的に育児支援や家事支援、養育に関する指導助言等を行います。 ○ 児童相談所、警察、市町村などの関係機関の連携強化や、市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の発生予防や早期発見等、地域における支援の強化を促進します。 ○ CMの放映や研修会などを通して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に児童虐待の正しい理解を深めるとともに、予防の視点を持ち、対応力の向上を推進します。 ○ 児童相談所の法的・医学的対応に係る専門性を高め、家族等へのより強力な支援体制の確保に努めます。 ○ 虐待等による、心の問題や発達上の課題を抱えた児童が、安心・安全を感じ、人間関係の回復を図るため、心理療法等を実施します。

(2) 社会的養育体制の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 社会的養育の対象はすべての子どもであることを前提に、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭ニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するための取り組みを推進します。</p> <p>○ 代替養育については、子どもの個々の状況に応じて、里親など家庭と同様の養育環境の中で支援を行う体制を推進します。また、被虐待児童など特にきめ細かなケアを必要とする子どもに対しては、児童養護施設など良好な家庭的養育環境の中で支援を行う体制を推進します。</p> <p>○ 被虐待児童等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者による専門的ケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。</p>	<p>○ 市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めます。 また、被虐待児童など要保護児童やその家庭への支援が重要であることから、要保護児童対策地域協議会連絡調整員や児童福祉司等の資質向上のための研修を行います。</p> <p>○ 家庭と同様の養育環境の構築を進めるため、里親制度の普及促進とともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。</p> <p>○ 里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会などにより、新たな里親の登録を推進します。 また、委託児童との不調や思春期の特有の課題に対応するため、里親支援専門相談員の派遣や里親の資質向上のための研修の充実を図ります。</p> <p>○ 家庭や里親等での養育が困難なケアニーズの高い子どもなどが、児童養護施設等において安心して生活できるよう、施設の小規模化及び地域分散化を促進し、良好な家庭的環境の構築に努めます。</p> <p>○ 児童養護施設等への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備を支援します。 また、基幹的職員研修の実施等施設職員の支援技術の向上の取り組みを行います。</p> <p>○ 子どもの心の問題や発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等を持つ、こころの発達総合支援センターの充実を図ります。</p> <p>○ 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもに対する生活の支援や心理的治療等を行います。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親フォスタリング業務や、児童養護施設等による地域の里親等への支援、地域の子育て家庭への支援など家族支援や地域支援の充実を図ります。 ○ 児童養護施設等で育った子どもが、施設の退所等までに社会において自立生活に必要な力が得られるよう、地域生活を送るために必要な支援の体制を整備し、自立支援の充実を図ります。 ○ 被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取り組みを行い、子どもの権利擁護を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親フォスタリング業務による里親等への相談支援を充実させるとともに、里親支援による負担軽減や家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童の施設における保護などの子育て支援を行います。 ○ 児童養護施設等に入所中の子どもの自立支援や、退所後の就労面や生活面の相談支援などのアフターケアのための体制の整備を支援します。 ○ 児童養護施設等を退所した後の受け皿として重要な自立援助ホームにおける支援機能や支援技術の向上を図るとともに、設置を支援します。 ○ 児童虐待が発生した家族において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子の関係改善や宿泊（通所）指導等に取り組みます。【家族再統合支援事業】 ○ 被措置児童等が、自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、必要な支援が得られるように努めます。 被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインに沿って適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直します。
--	---

(3) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）における子どもの健全育成を実現するため、就業支援や生活全般にわたる支援により、生活の安定と自立を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業紹介や就業情報の収集・提供に努めます。 ○ 疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。 ○ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

(4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 障害のある子ども等に対する教育・保育ニーズに対応するため必要なサービスの提供を推進します。</p> <p>※ 障害のある子ども 身体障害や知的障害、発達障害を含めた精神障害、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病のある子ども。（児童福祉法 第4条）</p> <p>○ 障害のある子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制を充実します。</p> <p>○ インクルージョンの理念が社会に広がる中、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育のさらなる充実を図ります。</p>	<p>○ 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブへの障害のある子ども等の受け入れを促進します。</p> <p>○ 未就学の障害のある子どもに対し、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援や、小学校就学後の障害のある子どもに対し、社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービスの充実を図ります。 また、就学の有無に関わらず、通所をすることが困難な重度の障害のある子どもに対しては、居宅において同様の支援が行われるよう、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ります。</p> <p>○ 医療的ケアが必要な障害児に対する短期入所等のサービスの確保に努めます。 また、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携を図るための協議の場を設置します。</p> <p>○ 医療的ケアが必要な障害児及びその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、「山梨県医療的ケア児支援センター」を設置し、相談対応や相談内容に応じた関係機関等との連携を行い、切れ目のない相談・援助を実施します。</p> <p>○ 孤立しがちな発達障害児の特性を理解しながら、発達障害者サポーターを養成するとともに、発達障害児を支援します。</p> <p>○ 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な学びの場を充実するとともに、切れ目のない指導や支援のための体制整備に努めます。</p> <p>○ 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するため、地域の学校や住民等との交流及び共同学習を充実します。</p>

(5) 子どもの貧困対策の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援の4つを施策の柱として、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。</p>	<p>○ すべての子どもたちがもれなく必要な支援を受けられるように、学校を基盤・窓口として、総合的に対策を推進するとともに、教育の均等を保障するため教育費負担の軽減を図ります。</p> <p>○ 保護者の相談事業の充実を図り、生活の安定や自立のための支援に取り組むとともに、妊娠期、乳幼児期からの切れ目ない支援を行います。 また、子どもの生活の支援として、居場所づくり、就労支援も行います。</p> <p>○ 保護者の就労により子どもたちの生活が成り立つよう、保護者が働きやすい環境づくりや就労するための資格取得・職業訓練など生活の安定と向上に必要な支援を行い、保護者の自立を促していきます。</p> <p>○ 生活保護や各種手当など、複数の支援制度を組み合わせ、世帯の生活の基盤を下支えしていく必要があり、子どもたちが安定した日常生活を送っていけるよう支援します。</p>

(6) ヤングケアラーへの支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>○ すべての県民が一丸となり、ヤングケアラーやその家族に寄り添った支援を展開していくため、ヤングケアラーへの理解の促進、支援者の人材育成、本人や家族への支援の充実、支援体制の構築・強化を図ります。</p>	<p>○ 子ども本人や家族の他、学校関係者や直接支援を行う専門職だけでなく、地域住民をはじめとする県民全体が「ヤングケアラー」への理解を深められるよう、施策展開を図ります。</p> <p>○ 学校関係者をはじめ、サービス提供など直接支援を行う専門職等が「ヤングケアラー」について正しく理解できるよう、研修体制を充実させていくこととともに、地域住民等に対する研修等を行い、幅広く支援者の育成を進めます。</p> <p>○ 子ども自身の状況を客観的に見つめ、困りごとなどを一緒に考え、子ども自身のやりたいことや希望ができるだけかなえられるよう、子ども本人の話に耳を傾け、意思を尊重し、子どもに寄り添いながら、ヤングケアラー本人をさまざまな面からサポートできる体制づくりを進めます。</p>

- ケアを必要とする家族やそれを支える家族全体を支援できるよう、既存のさまざまなサービスの充実を図るとともに、ヤングケアラーの家庭向けの新たなサービスの検討や現在提供されているサービス・支援などをつなぎながら、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めます。

8 子育てを安全安心にできる環境づくり

【施策の基本的考え方】

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための教育を推進します。

また、災害が発生した場合、子どもの心のケアや就学・学習に対する支援を行います。

(1) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、子どもの犯罪被害を防止するため、地域における関係団体等の連携した取り組みを推進します。 ○ 安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、予測可能な子どもの死亡を減らし、効果的な予防策を講じる取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。 ○ 予防のための子どもの死亡検証制度（CDR）の導入の可能性について検討を開始し、関係機関との連携体制の構築を図ります。

(2) 交通安全の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全指導や体系的な交通安全教育の実施などにより、交通安全を推進します。 ○ 交通事故から子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、通学路及び未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について定期的に合同点検を行い、子どもの安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の啓発を図るため、子どもの年齢に応じた必要な交通安全教育を推進します。 ○ 通学路及び未就学児が移動する経路の合同点検を行い、要対策箇所の整備を進めます。

(3) 災害時における子ども・子育て支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合あっては、国、市町村、教育関係者等と連携し、子どもの心のケア、就学及び学習に関する支援を継続的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、精神医療と精神保健を包含する活動を行う事を可能とする、「山梨県災害時心のケアマニュアル」を作成し、関係機関への周知を行います。 また、被災した子どもへの就学等の支援や災害発生後の教育・保育施設の事業再開に係る準備等について、周知・普及啓発を行います。

第5章 教育・保育等の推進のための基本的事項

1 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、特定教育・保育施設(※7)又は特定地域型保育事業(※8)及び地域子ども・子育て支援事業(※9)を共通の区域とし、市町村単位で区域を設定します。

区域番号	市町村名	区域番号	市町村名
1	甲府市	15	早川町
2	富士吉田市	16	身延町
3	都留市	17	南部町
4	山梨市	18	富士川町
5	大月市	19	昭和町
6	韮崎市	20	道志村
7	南アルプス市	21	西桂町
8	北杜市	22	忍野村
9	甲斐市	23	山中湖村
10	笛吹市	24	鳴沢村
11	上野原市	25	富士河口湖町
12	甲州市	26	小菅村
13	中央市	27	丹波山村
14	市川三郷町		

- (※7) 特定教育・保育施設
施設型給付を受ける施設として、市町村が確認する認定こども園、幼稚園、保育所（子ども・子育て支援法 第27条第1項）
- (※8) 特定地域型保育事業
市町村の認可を受けた次の4つの保育（子ども・子育て支援法 第5条第5項～第9項）
- ・家庭的保育
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（認可定員5人以下）を対象に行う保育
 - ・小規模保育
家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（認可定員6～19人）を対象に行う保育
 - ・居宅訪問型保育
障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で行う保育
 - ・事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に行う保育
- (※9) 地域子ども・子育て支援事業
子ども・子育て支援法に定められた次の13事業
- ・利用者支援事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・妊婦健康診査
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・病児保育事業
 - ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み並びに特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされており、市町村と連携を図りながら市町村計画における数値を積み上げて設定します。

なお、市町村計画における数値について、市町村は、国が示す方法により把握した利用希望やこれまでの利用状況を踏まえて量の見込みを算出するとともに、その見込みに対して、認定こども園、幼稚園、保育所などの確保方策を見込んでいます。また、市町村子ども・子育て会議を経て設定されています。

【県全域での集計】

教育・保育施設及び地域型保育事業

単位：人

	令和2年度			令和3年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	4,836	13,750	8,936	4,803	13,496	8,894
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	5,072	14,213	9,120	5,241	14,077
	(確認を受けない幼稚園) ※1	2,500			2,350	
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育)			222		224
	認可外保育施設 ※2		205	213		205
②-①	2,736	668	619	2,788	786	612

	令和4年度			令和5年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~3歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	4,651	13,169	8,932	4,672	13,024	8,905
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	5,183	13,988	9,089	5,334	13,919
	(確認を受けない幼稚園) ※1	1,940			1,940	
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育)			231		232
	認可外保育施設 ※2		205	213		205
②-①	2,472	1,024	601	2,602	1,100	610

	令和6年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	4,624	12,889	8,872
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	5,323	13,815
	(確認を受けない幼稚園) ※1	1,940	
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育)		232
	認可外保育施設 ※2		205
②-①	2,639	1,131	641

※1 特定教育・保育施設に該当しない(施設型給付を受けない)幼稚園

※2 市町村または都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設

認定区分

1号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する認定 → 教育標準時間認定(教育のみ)

2号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する認定 → 3~5歳 保育認定(保育の必要性あり)

3号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する認定 → 0~2歳 保育認定(保育の必要性あり)

区域別の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期については、第5章に掲載しています。

(参考) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 利用者支援事業

※ 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	施設数	28か所	28か所	30か所	31か所	31か所
確保方策	施設数	28か所	30か所	34か所	35か所	35か所
	利用者支援事業	21か所	23か所	28か所	29か所	29か所
	基本型	4か所	4か所	8か所	9か所	9か所
	特定型	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型	16か所	19か所	20か所	20か所	20か所
	その他	7か所	7か所	6か所	6か所	6か所

※単位は、年度当たりで表示

② 地域子育て支援拠点事業

※ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	22,087人	22,204人	22,666人	22,267人	21,871人
確保方策	施設数	76か所	78か所	81か所	81か所	81か所
	地域子育て支援拠点事業	69か所	71か所	74か所	74か所	74か所
	その他	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

※単位(延人数)は、月当たりで表示。単位(施設数)は、年度当たりで表示

③ 妊婦健康診査

※ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	74,053人	73,269人	72,829人	72,318人	71,800人

※単位は、年度当たりで表示

④ 乳児家庭全戸訪問事業

※ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数	5,006人	4,899人	4,761人	4,691人	4,619人
事業実施予定	市町村数	27市町村	27市町村	27市町村	27市町村	27市町村

※単位は、年度当たりで表示

⑤ 養育支援訪問事業

※ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数	1,828人	1,847人	1,889人	1,898人	1,897人
事業実施予定	市町村数	22市町村	22市町村	23市町村	23市町村	23市町村

※単位は、年度当たりで表示

⑥ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

※ 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実施予定	市町村数	4市町村	7市町村	10市町村	10市町村	10市町村

※単位は、年度当たりで表示

⑦ 子育て短期支援事業

※ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	514人	503人	495人	514人	506人
	確保方策	延人数	192人	180人	171人	208人
	施設数	13か所	13か所	24か所	24か所	24か所

※単位は、年度当たりで表示

⑧ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

※ 児童を有する保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	16,966人	17,239人	17,136人	16,938人	16,823人
確保方策	延人数	22,542人	23,059人	23,014人	22,873人	22,851人

※単位は、年度当たりで表示

⑨ 一時預かり事業

※ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時預かりを行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	126,651人	127,174人	125,527人	126,734人	121,914人
	確保方策	延人数	136,546人	140,361人	139,739人	141,840人
	施設数	130か所	131か所	132か所	131か所	133か所

※単位は、年度当たりで表示

⑩ 延長保育事業

※ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数	4,105人	4,040人	3,966人	4,045人	4,002人
	確保方策	実人数	4,425人	4,365人	4,575人	4,553人
	施設数	186か所	186か所	194か所	194か所	194か所

※単位は、年度当たりで表示

⑪ 病児保育事業

※ 病児について、病院・保育所等において、看護師等が一時的に保育等する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	19,843人	18,487人	18,365人	18,398人	18,311人
確保方策	延人数	21,765人	21,736人	21,706人	21,705人	21,689人
病児保育事業	延人数	21,517人	21,662人	21,706人	21,705人	21,689人
	施設数	45か所	46か所	46か所	46か所	46か所
病児・病後児 対応型	延人数	14,393人	14,538人	14,582人	14,581人	14,565人
	施設数	18か所	19か所	19か所	19か所	19か所
体調不良児 対応型	延人数	7,124人	7,124人	7,124人	7,124人	7,124人
	施設数	27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
非施設型 (訪問型)	延人数	0人	0人	0人	0人	0人
	施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
ファミリーサポート センター	延人数	0人	0人	0人	0人	0人

※病児保育事業の内訳は、調査時点で決定しているもののみを集計。

※単位は、年度当たりで表示

⑫ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

※ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	（実人数）	11,636人	11,626人	11,641人	11,573人	11,485人
確保 方策	登録児童数（実人数）	12,317人	12,379人	12,447人	12,478人	12,508人
	施設数	278か所	278か所	278か所	278か所	278か所

※単位は、年度当たりで表示

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※ 保護者の世帯所得の状況等を勘案し、子どもが通っている保育所・認定こども園・幼稚園に保護者が支払う日用品、文房具、副食材料費等の実費費用を助成する事業

市町村が保護者の世帯所得に応じた助成を新たに実施する場合には、適切な支援を行っていきます。

⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※ 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で多様な事業者の新規参入を支援する他、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するための事業。

実施に向けて検討を行っている市町村に適切な支援を行っていきます。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

県は市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取り組みを推進する観点から、関係市町村と十分協議・調整の上、現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、認可・認定基準を満たす場合には、原則、認可、認定を行うこととします。

また、需給調整の際の「都道府県計画で定める数」につきましては、認定こども園への移行分が市町村計画における供給（確保の内容）に反映されており、必要利用定員総数の範囲内で対応が可能であると考えられることから、具体的な数値としては定めないこととします。

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設が、施設所在市町村を含む複数市町村から子どもを受け入れる場合で、市町村が行う特定教育・保育施設の利用定員の設定及び変更に際しての県への協議については、まず、市町村間で調整を行うことを原則とします。ただし、市町村間の調整が整わないときは、当該市町村から協議を受け、県は当該市町村を含む他市町村との調整を行います。

5 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業の事業者が、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、県に報告した教育・保育に係る施設の名称、所在地などや運営情報を公表します。

<公表情報>

分 類		主な事項
基本情報	法人	・ 名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・ 名称、所在地等 ・ 施設設備の状況（居室面積、園舎面積、園庭等の状況） ・ 職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、経験年数等） ・ 職員1人当たりの子どもの数 ・ 利用定員、学級数 ・ 開所時間 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、事業の運営方針 ・ 教育・保育の内容・特徴 ・ 選考基準 ・ 相談、苦情等の対応のための取り組み状況 など

第6章 計画の取組指標

章	No	目標設定項目	現状値 R3年度	目標値 R6年度
1	1	民間とのネットワークで実施する結婚に関するイベントやセミナーの参加者数	100人/年	146人/年以上
2	2	妊産婦メンタルヘルスに関わる研修等受講者数	136人	延べ562人以上
3	3	山梨えるみんな認定企業数	47社	75社
4	4	やまなし保育士・保育所支援センター登録者数	新規取組	465人
5	5	利用者意見の把握に取り組む地域子育て支援拠点の割合	新規取組	100%
	6	利用者意見の把握に取り組む放課後児童クラブの割合	新規取組	100%
	7	公立小学校に対する放課後子供教室の設置の割合	79%	90%
6	8	コロナ禍前(R1:210,181人)を超える愛宕山こどもの国利用者数	143,756人	230,000人
	9	スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援実績(SC訪問回数/SSW派遣時間)	145回/6202時間	145回/6202時間
7	10	児童福祉と母子保健の一体的相談支援を行う市町村数	新規取組	27市町村
	11	要保護児童の里親等委託率(就学前/修学後)	50.0%/29.4%	57.7%/36.6%
	12	貧困対策ネットワーク構築市町村数	20市町村	27市町村
	13	ヤングケアラーを正しく理解している人の割合(子ども/大人)	15.3%/70.8%	80.0%/80.0%
8	14	自主防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施	295回	295回

第7章 参考

区域（市町村）別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧

○ 教育・保育（1号認定）の量の見込み及び確保方策

単位：実人数

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策	
		特定教育・ 保育施設			特定教育・ 保育施設			特定教育・ 保育施設			特定教育・ 保育施設				
1 甲府市	1,972	3,060	3,060	1,972	3,085	3,085	1,972	3,079	3,079	1,972	3,079	3,079	1,972	3,079	3,079
2 富士吉田市	443	545	545	443	545	545	443	545	545	443	545	545	443	545	545
3 都留市	150	171	171	142	171	171	139	171	171	138	171	171	139	171	171
4 山梨市	180	180	180	165	165	165	154	154	154	147	147	147	148	148	148
5 大月市	81	150	150	75	150	150	70	150	150	66	150	150	61	150	150
6 韮崎市	103	400	400	100	400	400	94	400	400	160	410	410	154	410	410
7 南アルプス市	265	265	265	265	265	265	263	263	263	263	263	263	257	257	257
8 北杜市	47	73	73	46	71	71	46	71	71	47	71	71	46	69	69
9 甲斐市	661	754	754	664	756	756	635	724	724	619	706	706	604	689	689
10 笛吹市	170	400	400	175	400	400	177	400	400	174	400	400	172	400	400
11 上野原市	139	410	410	128	410	410	114	410	410	116	165	165	110	165	165
12 甲州市	79	96	96	78	102	102	13	107	107	14	107	107	13	107	107
13 中央市	120	221	221	114	221	221	110	219	219	105	221	221	104	223	223
14 市川三郷町	20	50	50	30	50	50	30	50	50	17	50	50	17	50	50
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
17 南部町	33	160	160	32	160	160	28	160	160	26	160	160	24	160	160
18 富士川町	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
19 昭和町	153	344	344	154	346	346	150	337	337	154	337	337	155	348	348
20 道志村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 西桂町	3	4	4	4	5	5	3	4	4	3	4	4	3	4	4
22 忍野村	87	105	105	87	105	105	81	105	105	78	105	105	73	105	105
23 山中湖村	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	2	2
24 鳴沢村	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3
25 富士河口湖町	95	145	145	94	145	145	94	145	145	95	145	145	94	145	145
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,836	7,572	7,572	4,803	7,591	7,591	4,651	7,533	7,533	4,672	7,274	7,274	4,624	7,263	7,263

※量の見込みには、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものを含む。

※確保方策の特定教育・保育施設欄には、確認を受けない幼稚園を含む。

○ 教育・保育（2号認定）の量の見込み及び確保方策

単位：実人数

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策		
		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業等	
1 甲府市	2,834	3,190	2,995	195	2,834	3,175	2,980	195	2,834	3,172	2,977	195	2,834	3,167	2,972	195	2,834	3,167	2,972	195
2 富士吉田市	701	734	734	0	701	761	761	0	701	761	761	0	701	761	761	0	701	761	761	0
3 都留市	450	490	490	0	427	490	490	0	416	490	490	0	415	490	490	0	416	490	490	0
4 山梨市	547	547	547	0	501	501	501	0	467	467	467	0	446	446	446	0	449	449	449	0
5 大月市	231	190	190	0	216	190	190	0	202	190	190	0	188	190	190	0	176	190	190	0
6 韭崎市	379	416	416	0	367	416	416	0	347	416	416	0	357	416	416	0	357	416	416	0
7 南アルプス市	1,426	1,426	1,426	0	1,423	1,423	1,423	0	1,419	1,419	1,419	0	1,415	1,415	1,415	0	1,382	1,382	1,382	0
8 北杜市	660	634	634	0	650	625	625	0	632	607	607	0	611	587	587	0	592	569	569	0
9 甲斐市	1,445	1,352	1,352	0	1,451	1,359	1,359	0	1,389	1,300	1,300	0	1,353	1,266	1,266	0	1,321	1,236	1,236	0
10 笛吹市	1,435	1,340	1,340	0	1,413	1,320	1,320	0	1,364	1,280	1,280	0	1,341	1,270	1,270	0	1,325	1,260	1,260	0
11 上野原市	186	231	231	0	172	231	231	0	153	231	231	0	154	246	246	0	145	247	247	0
12 甲州市	519	657	657	0	478	594	594	0	475	661	661	0	481	661	661	0	509	661	661	0
13 中央市	570	751	751	0	540	751	751	0	522	753	753	0	497	751	751	0	490	749	749	0
14 市川三郷町	274	326	326	0	240	326	326	0	231	326	326	0	229	326	326	0	227	326	326	0
15 早川町	8	8	8	0	10	10	10	0	8	8	8	0	6	6	6	0	6	6	6	0
16 身延町	99	161	161	0	84	161	161	0	78	161	161	0	68	155	155	0	65	155	155	0
17 南部町	78	87	87	0	78	90	90	0	67	91	91	0	64	92	92	0	59	95	95	0
18 富士川町	229	229	229	0	229	229	229	0	229	229	229	0	229	229	229	0	229	229	229	0
19 昭和町	595	404	404	0	597	405	405	0	583	396	396	0	597	405	405	0	600	407	407	0
20 道志村	30	30	30	0	30	30	30	0	25	30	30	0	25	30	30	0	25	30	30	0
21 西桂町	71	100	100	0	78	100	100	0	68	100	100	0	64	100	100	0	61	100	100	0
22 忍野村	192	289	279	10	193	289	279	10	179	289	279	10	172	289	279	10	162	289	279	10
23 山中湖村	114	120	120	0	123	120	120	0	109	120	120	0	101	120	120	0	94	120	120	0
24 鳴沢村	61	78	78	0	61	78	78	0	63	78	78	0	63	78	78	0	63	78	78	0
25 富士河口湖町	596	590	590	0	579	570	570	0	592	580	580	0	594	590	590	0	583	570	570	0
26 小菅村	11	19	19	0	13	19	19	0	9	19	19	0	15	19	19	0	15	19	19	0
27 丹波山村	9	19	19	0	8	19	19	0	7	19	19	0	4	19	19	0	3	19	19	0
合計	13,750	14,418	14,213	205	13,496	14,282	14,077	205	13,169	14,193	13,988	205	13,024	14,124	13,919	205	12,889	14,020	13,815	205

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは量の見込みから除く。
 ※確保方策の特定地域型保育事業には、認可外保育施設を含む。

○ 教育・保育（3号認定）の量の見込み及び確保方策

単位：実人数

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策		
		特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等	
1 甲府市	2,297	2,544	2,294	250	2,361	2,562	2,312	250	2,425	2,580	2,330	250	2,490	2,620	2,370	250	2,553	2,665	2,415	250
2 富士吉田市	432	484	400	84	434	497	413	84	434	502	413	89	434	505	416	89	434	505	416	89
3 都留市	300	324	324	0	302	324	324	0	291	324	324	0	283	324	324	0	274	324	324	0
4 山梨市	327	327	327	0	331	331	331	0	320	320	320	0	309	309	309	0	299	299	299	0
5 大月市	97	110	110	0	94	110	110	0	91	110	110	0	88	110	110	0	86	110	110	0
6 韭崎市	221	254	254	0	215	254	254	0	215	254	254	0	201	238	238	0	201	238	238	0
7 南アルプス市	801	801	801	0	774	774	774	0	778	778	778	0	765	765	765	0	750	750	750	0
8 北杜市	466	466	455	11	462	462	451	11	437	437	426	11	423	423	412	11	410	410	399	11
9 甲斐市	999	999	999	0	974	974	974	0	986	986	986	0	973	973	973	0	961	961	961	0
10 笛吹市	917	940	930	10	923	940	930	10	928	940	930	10	926	940	930	10	921	940	930	10
11 上野原市	91	139	139	0	86	139	139	0	86	139	139	0	87	152	152	0	83	152	152	0
12 甲州市	354	382	382	0	329	360	360	0	326	387	387	0	317	387	387	0	304	387	387	0
13 中央市	352	353	353	0	346	353	353	0	334	353	353	0	325	353	353	0	317	353	353	0
14 市川三郷町	131	192	192	0	142	192	192	0	158	192	192	0	160	192	192	0	155	192	192	0
15 早川町	3	3	3	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0
16 身延町	45	69	69	0	41	69	69	0	40	69	69	0	46	56	56	0	46	56	56	0
17 南部町	53	53	53	0	50	50	50	0	49	49	49	0	48	48	48	0	45	45	45	0
18 富士川町	162	162	162	0	162	162	162	0	162	162	162	0	162	162	162	0	162	162	162	0
19 昭和町	290	290	290	0	292	292	292	0	300	300	300	0	306	306	306	0	312	312	312	0
20 道志村	10	10	10	0	10	10	10	0	10	10	10	0	10	10	10	0	10	10	10	0
21 西桂町	38	51	51	0	35	51	51	0	34	51	51	0	33	51	51	0	32	51	51	0
22 忍野村	119	131	97	34	111	131	97	34	114	131	97	34	113	131	97	34	114	131	97	34
23 山中湖村	60	62	62	0	57	62	62	0	55	62	62	0	52	62	62	0	50	62	62	0
24 鳴沢村	33	42	42	0	33	42	42	0	33	42	42	0	33	42	42	0	33	42	42	0
25 富士河口湖町	329	329	283	46	325	325	277	48	315	315	265	50	316	316	265	51	315	316	265	51
26 小菅村	4	19	19	0	0	19	19	0	8	19	19	0	2	19	19	0	2	19	19	0
27 丹波山村	5	19	19	0	3	19	19	0	1	19	19	0	1	19	19	0	1	19	19	0
合計	8,936	9,555	9,120	435	8,894	9,506	9,069	437	8,932	9,533	9,089	444	8,905	9,515	9,070	445	8,872	9,513	9,068	445

※確保方策の特定地域型保育事業には、認可外保育施設を含む。

○ 利用者支援事業

単位:か所

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	3	3	3	2	3	2	3	2	3	2
2 富士吉田市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 都留市	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
4 山梨市	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
5 大月市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6 韮崎市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7 南アルプス市	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
8 北杜市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9 甲斐市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10 笛吹市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11 上野原市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12 甲州市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13 中央市	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
14 市川三郷町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15 早川町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16 身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 南部町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18 富士川町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
19 昭和町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20 道志村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 西桂町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22 忍野村	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
23 山中湖村	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
24 鳴沢村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25 富士河口湖町	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	28	28	28	30	30	34	31	35	31	35

○ 地域子育て支援拠点事業

単位：量の見込み(延べ人数(月当たり))、確保方策(か所)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
1	甲府市	3,871	19	3,871	19	3,871	19	3,871	19	3,871	19
2	富士吉田市	1,278	1	1,746	1	1,746	2	1,746	2	1,746	2
3	都留市	1,864	2	1,867	2	1,797	3	1,746	4	1,693	4
4	山梨市	667	2	638	3	604	3	580	3	573	3
5	大月市	357	1	341	1	326	1	311	1	297	1
6	韭崎市	2,135	1	2,069	1	2,053	1	1,987	1	1,922	1
7	南アルプス市	2,062	5	2,041	5	2,041	6	2,020	5	1,979	5
8	北杜市	1,246	7	1,207	7	1,170	7	1,132	7	1,098	7
9	甲斐市	1,971	4	1,932	4	1,901	4	1,876	4	1,850	4
10	笛吹市	1,190	7	1,243	7	1,777	7	1,746	7	1,713	7
11	上野原市	1,033	2	980	2	967	2	926	2	890	2
12	甲州市	1,310	5	1,241	5	1,256	5	1,210	5	1,162	5
13	中央市	511	1	504	2	489	2	478	2	468	2
14	市川三郷町	261	3	244	3	399	3	388	3	375	3
15	早川町	5	1	4	1	5	1	4	1	4	1
16	身延町	325	2	297	2	293	2	277	2	258	2
17	南部町	153	2	141	2	141	2	136	2	129	2
18	富士川町	456	2	456	2	456	2	456	2	456	2
19	昭和町	437	3	441	3	453	3	462	3	471	3
20	道志村	20	1	20	1	20	1	23	1	23	1
21	西桂町	110	1	110	1	110	1	110	1	110	1
22	忍野村	66	1	60	1	63	1	62	1	63	1
23	山中湖村	125	1	125	1	116	1	108	1	108	1
24	鳴沢村	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1
25	富士河口湖町	622	1	614	1	600	1	600	1	600	1
26	小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	22,087	76	22,204	78	22,666	81	22,267	81	21,871	81

○ 妊婦健康診査

単位:延べ人数(年度当たり)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1	甲府市	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
2	富士吉田市	4,438	4,270	4,144	4,018	3,920
3	都留市	2,562	2,506	2,408	2,352	2,282
4	山梨市	2,576	2,492	2,394	2,310	2,240
5	大月市	1,050	1,064	1,022	1,022	1,022
6	韮崎市	1,952	1,892	1,833	1,773	1,702
7	南アルプス市	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
8	北杜市	2,694	2,694	2,694	2,694	2,694
9	甲斐市	1,119	1,105	1,088	1,070	1,055
10	笛吹市	6,748	6,734	6,678	6,594	6,538
11	上野原市	1,680	1,652	1,582	1,512	1,456
12	甲州市	1,621	1,742	1,750	1,750	1,750
13	中央市	225	220	216	211	205
14	市川三郷町	1,004	680	840	840	840
15	早川町	30	40	40	40	40
16	身延町	560	560	560	560	560
17	南部町	378	364	350	336	308
18	富士川町	994	980	952	952	924
19	昭和町	2,961	3,000	3,037	3,069	3,102
20	道志村	60	74	74	74	74
21	西桂町	239	239	225	211	211
22	忍野村	1,344	1,302	1,316	1,330	1,302
23	山中湖村	567	529	504	478	453
24	鳴沢村	280	280	280	280	280
25	富士河口湖町	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
26	小菅村	28	28	28	28	28
27	丹波山村	14	14	14	14	14
合計		73,924	73,261	72,829	72,318	71,800

○ 乳児家庭全戸訪問事業

単位:実人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1	甲府市	860	860	860	860	860
2	富士吉田市	317	305	296	287	280
3	都留市	183	179	172	168	163
4	山梨市	184	178	171	165	160
5	大月市	75	76	73	73	73
6	韮崎市	169	164	159	154	149
7	南アルプス市	485	477	470	458	440
8	北杜市	230	230	230	230	230
9	甲斐市	688	680	671	661	652
10	笛吹市	482	481	477	471	467
11	上野原市	81	77	74	71	68
12	甲州市	119	133	142	136	132
13	中央市	196	191	184	180	176
14	市川三郷町	179	130	62	60	58
15	早川町	3	4	4	3	4
16	身延町	25	24	23	21	19
17	南部町	27	26	25	24	22
18	富士川町	71	70	68	68	66
19	昭和町	179	183	187	190	193
20	道志村	9	10	10	10	10
21	西桂町	29	30	29	28	28
22	忍野村	96	93	94	95	93
23	山中湖村	48	45	42	40	38
24	鳴沢村	20	20	20	20	20
25	富士河口湖町	215	215	215	215	215
26	小菅村	2	2	2	2	2
27	丹波山村	1	1	1	1	1
合計		4,973	4,884	4,761	4,691	4,619

○ 養育支援訪問事業

単位：実人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1	甲府市	900	900	900	900	900
2	富士吉田市	5	5	5	5	5
3	都留市	320	350	400	420	430
4	山梨市	8	8	8	7	7
5	大月市	10	10	10	10	10
6	韮崎市	51	49	48	46	45
7	南アルプス市	1	1	1	1	1
8	北杜市	10	10	10	10	10
9	甲斐市	96	95	94	93	92
10	笛吹市	303	299	295	289	283
11	上野原市	51	48	45	43	41
12	甲州市	0	0	1	1	1
13	中央市	30	29	29	28	27
14	市川三郷町	0	0	0	2	2
15	早川町	0	0	0	0	0
16	身延町	9	9	9	9	9
17	南部町	3	3	3	3	3
18	富士川町	2	2	2	2	2
19	昭和町	2	2	2	2	2
20	道志村	1	1	1	1	1
21	西桂町	0	0	1	1	1
22	忍野村	13	13	13	13	13
23	山中湖村	2	2	2	2	2
24	鳴沢村	0	0	0	0	0
25	富士河口湖町	10	10	10	10	10
26	小菅村	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0
合計		1,827	1,846	1,889	1,898	1,897

○ 子育て短期支援事業

単位:延べ人数(年度当たり)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
2 富士吉田市	0	0	0	0	6	6	20	20	20	20
3 都留市	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
4 山梨市	34	34	33	33	31	31	30	30	30	30
5 大月市	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
6 韮崎市	0	20	0	20	0	20	0	20	0	20
7 南アルプス市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8 北杜市	373	3	365	3	354	3	343	3	332	3
9 甲斐市	15	26	14	26	14	26	14	26	14	26
10 笛吹市	30	47	29	36	28	23	28	30	27	30
11 上野原市	0	0	0	0	0	0	6	6	10	10
12 甲州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 中央市	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
14 市川三郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 富士川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 忍野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	514	192	503	180	495	171	514	208	506	212

○ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

単位：延べ人数（年度当たり）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
2 富士吉田市	3,564	3,564	3,598	3,598	3,632	3,632	3,666	3,666	3,700	3,700
3 都留市	2,600	7,800	2,600	7,800	2,600	7,800	2,600	7,800	2,600	7,800
4 山梨市	192	288	185	288	179	288	171	288	165	288
5 大月市	1,625	1,625	1,605	1,605	1,486	1,486	1,368	1,368	1,350	1,350
6 韮崎市	1,360	1,725	1,340	1,725	1,318	1,725	1,279	1,725	1,219	1,725
7 南アルプス市	1,284	1,284	1,277	1,277	1,275	1,275	1,268	1,268	1,294	1,294
8 北杜市	624	416	624	416	624	416	624	416	624	416
9 甲斐市	1,377	1,380	1,357	1,380	1,343	1,380	1,338	1,380	1,330	1,380
10 笛吹市	1,032	1,018	1,028	1,216	1,020	1,050	1,003	1,050	976	1,050
11 上野原市	183	183	180	180	175	175	162	162	157	157
12 甲州市	892	892	868	868	851	851	822	822	791	791
13 中央市	585	585	575	575	553	553	545	545	517	517
14 市川三郷町	147	147	496	496	563	736	563	736	563	736
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 富士川町	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
19 昭和町	410	410	410	410	410	410	410	410	410	410
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 忍野村	24	0	24	0	24	12	24	12	24	12
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	437	595	442	595	453	595	465	595	473	595
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16,966	22,542	17,239	23,059	17,136	23,014	16,938	22,873	16,823	22,851

※甲府市、山梨市、北杜市、上野原市は実人数で推計。

○ 病児保育事業

単位：延べ人数（年度当たり）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1	甲府市	9,727	10,500	9,727	10,500	9,727	10,500	9,727	10,500	9,727	10,500
2	富士吉田市	100	960	100	960	100	960	100	960	100	960
3	都留市	450	1,380	440	1,380	431	1,380	418	1,380	410	1,380
4	山梨市	76	480	73	480	71	480	67	480	65	480
5	大月市	20	480	27	480	34	480	42	480	50	480
6	韮崎市	240	520	233	520	226	520	218	520	211	520
7	南アルプス市	3,034	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
8	北杜市	1,621	880	1,585	880	1,539	880	1,487	880	1,443	880
9	甲斐市	423	480	421	480	416	480	410	480	404	480
10	笛吹市	358	365	350	365	341	365	334	365	327	365
11	上野原市	17	17	17	17	16	16	15	15	15	15
12	甲州市	151	151	279	279	640	640	634	634	607	607
13	中央市	333	333	344	344	357	357	368	368	387	387
14	市川三郷町	0	720	0	720	0	720	114	720	112	720
15	早川町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	身延町	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
17	南部町	137	137	132	132	121	121	116	116	108	108
18	富士川町	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
19	昭和町	1,770	2,000	1,770	2,000	1,770	2,000	1,770	2,000	1,770	2,000
20	道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	西桂町	118	0	133	0	112	0	108	0	105	0
22	忍野村	176	0	172	0	166	0	163	0	159	0
23	山中湖村	63	0	64	0	59	0	55	0	52	0
24	鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	富士河口湖町	417	0	421	0	432	0	445	0	452	0
26	小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19,288	21,210	18,095	21,344	18,365	21,706	18,398	21,705	18,311	21,689

○ 一時預かり事業

単位:延べ人数(年度当たり)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	33,679	34,500	36,679	37,500	36,679	37,500	39,679	40,500	39,679	40,500
2 富士吉田市	6,218	6,500	6,698	6,980	6,938	7,220	6,938	7,220	6,938	7,220
3 都留市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
4 山梨市	929	929	883	883	844	844	810	810	792	792
5 大月市	8,479	8,479	8,107	8,107	7,751	7,751	7,411	7,411	7,085	7,085
6 韮崎市	6,855	9,645	6,537	9,645	6,232	9,645	5,995	9,645	5,846	9,645
7 南アルプス市	5,207	5,207	5,223	5,223	5,278	5,278	5,304	5,304	5,275	5,275
8 北杜市	7,746	7,746	7,278	7,278	7,067	7,067	6,831	6,831	3,329	3,329
9 甲斐市	4,036	4,185	4,076	4,185	4,036	4,185	3,959	4,185	3,914	4,185
10 笛吹市	12,761	11,073	12,456	9,337	12,005	16,000	11,752	16,000	11,521	16,000
11 上野原市	3,343	3,444	3,080	3,187	2,760	2,872	2,647	2,763	2,516	2,635
12 甲州市	4,841	4,841	5,974	5,974	5,529	5,529	5,368	5,368	5,153	5,153
13 中央市	4,815	4,815	4,678	4,678	4,644	4,644	4,527	4,527	4,562	4,562
14 市川三郷町	340	6,300	408	6,300	365	6,300	4,829	6,300	4,766	6,300
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	996	1,440	868	1,440	150	200	150	200	150	200
17 南部町	42	100	40	100	37	100	35	100	33	100
18 富士川町	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
19 昭和町	6,846	10,062	6,886	10,071	6,715	10,024	6,886	10,071	6,927	10,081
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	57	57	59	59	54	54	52	52	51	51
22 忍野村	1,940	2,060	1,873	2,060	1,784	2,060	1,739	2,060	1,710	2,060
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	6,188	6,188	6,001	6,011	6,126	6,126	6,153	6,153	6,048	6,048
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120,218	132,471	122,704	133,918	120,094	138,499	126,165	140,600	121,395	136,321

○ 延長保育事業

単位:実人数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	315	400	315	400	315	400	315	400	315	400
2 富士吉田市	336	350	336	350	336	350	336	350	336	350
3 都留市	70	70	69	69	68	68	66	66	64	64
4 山梨市	218	218	208	208	197	197	190	190	187	187
5 大月市	57	57	53	53	50	50	48	48	47	47
6 韮崎市	120	120	117	120	113	120	109	120	106	120
7 南アルプス市	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
8 北杜市	97	97	97	97	97	97	97	97	96	96
9 甲斐市	548	575	545	575	539	575	532	575	523	575
10 笛吹市	496	292	484	268	471	520	461	520	452	520
11 上野原市	14	14	15	15	16	16	16	16	16	16
12 甲州市	233	233	205	205	246	246	243	243	232	232
13 中央市	502	502	493	493	486	486	477	477	476	476
14 市川三郷町	45	150	29	150	28	150	150	150	150	150
15 早川町	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
16 身延町	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
17 南部町	12	50	12	50	11	50	11	50	10	50
18 富士川町	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
19 昭和町	180	180	181	181	181	181	185	185	187	187
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	61	59	65	59	57	59	54	59	51	59
22 忍野村	12	0	12	0	11	0	11	0	11	0
23 山中湖村	52	52	53	53	49	49	46	46	43	43
24 鳴沢村	40	22	40	22	40	23	40	23	40	23
25 富士河口湖町	103	370	104	370	107	370	110	370	112	370
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0
合計	4,050	4,370	3,972	4,297	3,951	4,560	4,030	4,538	3,987	4,518

○ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

単位：実人数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	1,783	1,860	1,812	1,930	1,841	1,970	1,870	2,010	1,899	2,030
2 富士吉田市	660	664	660	664	660	664	660	664	660	664
3 都留市	453	460	445	460	439	460	420	460	407	460
4 山梨市	418	450	409	450	408	450	390	450	365	450
5 大月市	257	265	251	265	247	265	231	265	217	265
6 韮崎市	531	531	522	522	520	520	517	517	507	507
7 南アルプス市	1,151	1,151	1,149	1,149	1,152	1,152	1,150	1,150	1,179	1,179
8 北杜市	594	730	589	730	585	730	578	730	571	730
9 甲斐市	1,398	1,440	1,371	1,440	1,366	1,440	1,374	1,440	1,379	1,440
10 笛吹市	1,127	1,249	1,162	1,249	1,162	1,249	1,152	1,249	1,136	1,249
11 上野原市	241	265	251	265	253	265	233	265	223	265
12 甲州市	491	491	474	474	513	513	483	484	463	463
13 中央市	501	501	496	501	481	501	478	501	457	501
14 市川三郷町	305	305	307	293	293	295	306	340	301	340
15 早川町	5	5	3	3	5	5	3	3	3	3
16 身延町	123	200	107	200	103	200	100	200	86	200
17 南部町	59	120	55	120	57	120	53	120	54	120
18 富士川町	180	180	170	170	170	170	170	170	170	170
19 昭和町	533	533	542	542	565	565	587	587	589	589
20 道志村	20	40	20	40	22	40	21	40	17	40
21 西桂町	77	80	78	80	69	80	73	80	72	80
22 忍野村	91	93	89	93	93	93	88	93	88	93
23 山中湖村	44	60	43	60	47	60	47	60	48	60
24 鳴沢村	54	55	51	55	52	55	47	55	42	55
25 富士河口湖町	506	520	528	535	538	540	542	545	552	555
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11,602	12,248	11,584	12,290	11,641	12,402	11,573	12,478	11,485	12,508